

## 公益財団法人東京都公園協会

### 第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出資等を行っている団体に対して、団体の事業が出資等の目的に沿って適切に運営されているか監査を実施する。

### 第2 監査の対象

#### 1 監査対象団体及び局

- (1) 監査対象団体 公益財団法人東京都公園協会
- (2) 監査対象局 建設局、環境局、港湾局

#### 2 事業の内容

##### (1) 事業の概要

公益財団法人東京都公園協会（以下「協会」という。）は、昭和23年2月に任意団体として発足し、昭和29年2月に財団法人の設立許可を受けた団体であり、平成22年4月、新公益法人制度に基づき、財団法人から公益財団法人へ移行している。

協会は、都市緑化、公園緑地、河川及び水辺環境に関する事業を通して、都民生活に安らぎとゆとりをもたらし、あわせて日本の文化を世界に発信することを目的としており、主に次の事業を行っている。

- ア 都市緑化及び公園緑地等に関する普及啓発、利用促進及び防災機能の強化
- イ 東京都都市緑化基金の造成、管理及び運用
- ウ 河川（土砂災害防止事業を含む。）及び水辺環境に関する普及啓発、利用促進、施設管理及び防災機能の強化

##### (2) 都との関係

###### ア 基本財産等の出えん

都は、協会の基本財産5,000万円全額を出えんしている。

また、都は、協会に設置された東京都都市緑化基金27億5,173万余円（平成25年度末）のうち、10億円（36.3%）を出えんしている。

###### イ 公の施設の管理運営

都は、東京都立公園条例（昭和31年東京都条例第107号）、東京都霊園条例（平成5年東京都条例第22号）、東京都葬儀所条例（昭和21年東京都条例第44号）、東京都自然公園条例（平成14年東京都条例第95号）及び東京都海上公園条例（昭和50年東京都条例第107号）に基づき、表1のとおり、指定管理者として、公の施設の管理運営を協会に行

わせている。

このうち、都立公園の一部については、指定管理者の選定に当たり、施設の特性、地理的条件を考慮した上でスケールメリットも確保できるよう、グループ化を行っている。

(表1) 指定管理の対象施設及び指定管理料

(単位：千円)

| 所管局 | 区 分                | 指定期間                                     | 選定方法 | 指定管理料     |           |
|-----|--------------------|--|------|-----------|-----------|
|     |                    |  |      | 平成24年度    | 平成25年度    |
| 建設局 | 防災公園グループ(12公園)     | 平成23.4.1～平成28.3.31                       | 特命   | 2,302,860 | 2,304,148 |
|     | 都市部の公園・南部グループ(8公園) |  | 公募   | 678,612   | 696,463   |
|     | 都市部の公園・北部グループ(6公園) |  | 公募   | 571,633   | 575,079   |
|     | 多摩部の公園グループ(5公園)    |  | 公募   | 246,655   | 249,972   |
|     | 神代植物公園             |  | 特命   | 463,330   | 476,936   |
|     | 多摩丘陵グループ(5公園)      |  | 公募   | 233,625   | 232,583   |
|     | 大神山公園              |  | 公募   | 51,097    | 47,521    |
|     | 文化財庭園グループ(9庭園)     |  | 特命   | 528,494   | 528,467   |
|     | 東京都霊園(8霊園)         |  | 特命   | 1,277,140 | 1,316,218 |
|     | 瑞江葬儀所              | 平成23.4.1～平成26.3.31                       | 特命   | 328,692   | 329,126   |
| 環境局 | 小峰公園               | 平成20.4.1～平成25.3.31<br>平成25.4.1～平成30.3.31 | 公募   | 30,341    | 28,338    |
|     | 奥多摩ビジターセンター        | 平成22.4.1～平成27.3.31                       | 公募   | 19,900    | 19,900    |
|     | 小笠原ビジターセンター        | 平成23.4.1～平成28.3.31                       | 公募   | 19,588    | 19,588    |
| 港湾局 | 葛西海浜公園             | 平成23.4.1～平成28.3.31                       | 特命   | 64,978    | 64,978    |
| 計   |                    |  |      | 6,816,945 | 6,889,317 |

(注) 計数については、原則として、表示単位未満を切り捨て、端数調整をしていないため、合計額と一致しない場合がある(以下同じ)。

#### ウ 業務の委託

都は、協会に対し、業務委託契約や協定により、河川管理施設管理委託などの業務を委託しており、委託金額の合計は、平成24年度は11億556万余円、平成25年度は10億6,432万余円となっている。

主な業務委託は、表2のとおりである。

(表2) 主な業務委託

(単位:千円)

| 件名   | 金額      |         |
|--|---------|---------|
|  | 平成24年度  | 平成25年度  |
| 河川管理施設管理委託<br>(地下調節池、防災船着場、情報提供装置)         | 232,632 | 309,691 |
| 水上バス保守管理委託                                 | 79,368  | 89,031  |
| 隅田川水辺環境保全委託                                | 249,900 | 296,759 |
| 土砂災害警戒区域等指定に係わる補助業務委託                      | 86,940  | 92,736  |
| 河川工事監督業務委託                                 | 57,960  | 71,807  |
| 第29回全国都市緑化フェアTOKYOに係る<br>平成24年度事業の実施に関する協定 | 207,495 | —       |

### 3 組織

協会は、主たる事務所を新宿区歌舞伎町二丁目44番1号に置き、平成26年3月31日現在、役員14名（理事長1名、常務理事2名、理事9名、監事2名）（うち非常勤役員10名）及び職員676名（うち都派遣職員67名）で、3部13課、5サービスセンター、3管理事務所をもって構成されている。

### 第3 監査の範囲及び実地監査期間

#### 1 監査の範囲

平成24年度（平成24.4.1～平成25.3.31）及び平成25年度（平成25.4.1～平成26.3.31）の事業について実施した。

#### 2 実地監査期間

- (1) 建設局 平成26年9月16日、同年10月24日及び27日
- (2) 環境局 平成26年9月16日及び同年10月22日
- (3) 港湾局 平成26年9月16日及び同年10月22日
- (4) 協会 平成26年9月17日から同年10月21日まで

## 第4 監査の結果

### 1 運営に関する事項

公益財団法人である協会は、公益法人会計基準に基づき、公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計の3会計に区分し、経理している。

公益目的事業は、都市緑化及び公園緑地等に関する「公1事業」、東京都都市緑化基金に関する「公2事業」、河川及び水辺環境に関する「公3事業」から構成される。

また、収益事業は、公園等に設置された売店等を経営する公園収益事業と、河川事業未利用地を活用した定期駐車場経営等の水辺収益事業から構成される。

平成25年度における収支状況は、経常収益が128億7,551万余円、経常費用が128億288万余円、経常外費用が668万余円となり、その結果、一般正味財産の期末残高は33億2,814万余円であり、平成24年度（32億7,684万余円）と比較して、5,129万余円（1.6%）増加している。

平成25年度末における財政状態は、資産合計が81億9,045万余円、負債合計が20億5,391万余円、正味財産合計が61億3,654万余円である。

事業運営について見ると、協会は、平成25年度末現在、指定管理者として都立公園など60施設の管理運営を行っているが、そのうち57施設の指定管理期間が平成27年度で終了することから、次期指定に向け、事業の一層の効率化と更なるサービス水準の向上に努めることが必要である。また、公園や水辺は、環境や景観の向上に寄与するとともに、防災拠点としての機能や、憩いやくつろぎの場など、都民の生活に密着した多様な機能を有しているため、協会は、これまでに培ってきた経験と業務ノウハウを活かして、効果的な事業運営を行うとともに、都政のパートナーである監理団体として、都の公園・水辺行政を積極的に支援・補完していくことが求められる。

財務事務に関する内部統制については、経理事務の処理に係る基本的な規程としての経理規程は整備されており、経理事務は、同規程に定められている会計方針に基づき処理されているが、一部改善すべき事例が認められた。

以上、運営状況について述べてきたが、協会の事業は、別項指摘事項及び意見・要望事項を除き、出えんの目的に沿って、適切に運営されていると認められる。

## 2 指摘事項

### (1) 協会

#### ア 収納現金の取扱いを適正に行うべきもの

協会は、財務会計規程（平成21年東京都公園協会規程第11号）において、現金出納帳を備え（第16条）、記帳しなければならない（第19条）としている。また、サービスセンターに現金管理責任者を置き、毎日の現金出納終了後、現金手許在高と現金出納帳とを突合しなければならない（第34条）としている。

ところで、神代植物公園サービスセンターは、「ぐるっとパス」（注）を販売しており、販売状況は表3のとおりである。センターは、1か月分の売上金（収納現金）をまとめて本社総務部に持ち込んでいる。

しかしながら、センターは、この売上金（収納現金）について、販売実績表を作成し月末に現金の突合せを行っているが、本来作成すべき現金出納帳には記帳しておらず、また、入金都度、現金管理責任者による現金手許在高と現金出納帳との突合を行っておらず、適正でない。

協会は、収納現金の取扱いを適正に行われたい。

（公益財団法人東京都公園協会）

（注）ぐるっとパス：東京の美術館・博物館等共通入館券（販売価格1枚2,000円）で、主催は「東京の美術館・博物館等共通入館券2014実行委員会」である。神代植物公園は、「ぐるっとパス」の参加施設となり、平成24年度から窓口でチケット販売を行っている。

（表3）ぐるっとパス販売状況

（単位：枚、円）

| 区 分 | 平成24年度 |         | 平成25年度 |         |
|-----|--------|---------|--------|---------|
|     | 枚数     | 金額      | 枚数     | 金額      |
| 4月  | 24     | 48,000  | 21     | 42,000  |
| 5月  | 31     | 62,000  | 41     | 82,000  |
| 6月  | 14     | 28,000  | 9      | 18,000  |
| 7月  | 4      | 8,000   | 2      | 4,000   |
| 8月  | 3      | 6,000   | 2      | 4,000   |
| 9月  | 4      | 8,000   | 4      | 8,000   |
| 10月 | 36     | 72,000  | 22     | 44,000  |
| 11月 | 9      | 18,000  | 10     | 20,000  |
| 12月 | 3      | 6,000   | 0      | 0       |
| 1月  | 2      | 4,000   | 5      | 10,000  |
| 計   | 130    | 260,000 | 116    | 232,000 |

（注）販売期間は、4月1日から翌年1月31日までである。

イ 引当金の計上基準に係る記載方法を見直すべきもの

「『公益法人会計基準』の運用指針」13(4)では、財務諸表に関する注記における「重要な会計方針」の項目において、引当金の計上基準を記す様式を示している。

協会が作成している財務諸表における注記では、重要な会計方針として、退職給付引当金及び賞与引当金については計上基準を記載しているが、貸倒引当金(平成24年度:82万1,199円、平成25年度:105万526円)については、計上基準を記載していない。

(ア) 貸倒引当金について

協会が定める財務会計規程(平成21年東京都公園協会規程第11号。以下「財務会計規程」という。)第93条では、貸倒引当金の計上基準について、「一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込み額を計上する。」としている。

一方、決算書における実際の算出方法を確認したところ、表4のとおり、企業会計で一般に用いられ、財務会計規程においても定めている貸倒実績率に代えて、税法上選択適用が認められている一括評価金銭債権の法定繰入率を用いて算出している。

このため、協会は、財務会計規程と実際の算出方法とを整合させるとともに、計上基準について、重要な会計方針として注記に記載する必要がある。

(イ) 賞与引当金について

財務会計規程では、賞与引当金の計上基準について「前期の支給実績に基づき、当期の負担相当額を計上する。」としており、財務諸表の注記においても同様の記載としている。

しかしながら、この記載では、具体的な算出方法が明確ではなく、また、決算書における実際の算出方法は、翌期の支給見込額のうち当期に属する月数の割合を乗じる一般的な方法となっていることから、「従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上する。」など、一般に使用されている記載とすべきである。

協会は、引当金の計上について、財務会計規程と実際の算出方法とを整合させるとともに、財務諸表による情報開示が適切なものとなるよう、財務会計規程及び注記における計上基準に係る記載方法を見直されたい。

(公益財団法人東京都公園協会)

(表4) 貸倒引当金の算出方法

| 区 分     | 実際の算出方法   |
|---------|---|
| 貸倒懸念債権  | 債権金額に50%を乗じて計上  |
| 都からの未収金 | 不計上   |
| その他の債権  | 一括評価金銭債権の法定繰入率(1000分の6)の100分の112を乗じて計上<br>(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第57条の9第1項、第3項) |

ウ 簡易便所設置委託について契約方法を見直すべきもの

協会は、小平霊園において、春と秋の彼岸時期の来園者の増加に対応するため、表5のとおり、簡易便所を設置している。各契約は総価契約となっており、委託内容には、簡易便所の設置及び設置期間中の維持管理のほか、撤去時のし尿の処理が含まれている。

各契約における仕様書上のし尿の処理量と処理実績量は、表5のとおりであり、3倍から4倍の差が生じている。

ところで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第12項では、廃棄物処理業者は一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき、当該市町村が条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受け取ってはならないと定められており、小平霊園が所在する東村山市の条例では、し尿の処理に係る手数料は1リットル当たり40円と定められている。

本件各契約金額には、この手数料に当たる額が含まれており、この額は処理実績量に応じて変動するものであることから、契約時点において処理実績量を確定できないにもかかわらず総価契約としていることは適切でない。

協会は、簡易便所設置委託について契約方法を見直されたい。

（公益財団法人東京都公園協会）

（表5）簡易便所の設置に関する契約状況

| 項番 | 契約件名                | 契約期間                          | 契約金額<br>(税込) | 仕様書上の<br>し尿の量       | し尿処理<br>実績量 |
|----|---------------------|-------------------------------|--------------|---------------------|-------------|
| 1  | 小平霊園簡易便所設置<br>その他委託 | 平成 24. 9. 10<br>～平成 24. 9. 30 | 670,950 円    | 1,500ℓ<br>(500ℓ×3基) | 324ℓ        |
| 2  | 小平霊園簡易便所設置<br>ほか委託  | 平成 25. 3. 11<br>～平成 25. 3. 27 | 648,900 円    | 1,000ℓ<br>(500ℓ×2基) | 288ℓ        |
| 3  | 小平霊園簡易便所設置<br>その他委託 | 平成 25. 9. 3<br>～平成 25. 9. 30  | 796,950 円    | 1,500ℓ<br>(500ℓ×3基) | 360ℓ        |
| 4  | 小平霊園簡易便所設置<br>ほか委託  | 平成 26. 2. 4<br>～平成 26. 3. 26  | 648,900 円    | 1,000ℓ<br>(500ℓ×2基) | 288ℓ        |

## (2) 局及び協会

### ア 河川・水辺保全業務について

協会は、公益目的事業（公3事業）として、河川・水辺保全業務を行っており、建設局から河川管理施設の管理業務や、隅田川水辺環境保全業務等を受託している。

#### (ア) 公共工事設計労務単価に係る特例措置の趣旨を踏まえた適切な執行とすべきもの

建設局は、協会と、表6のとおり、隅田川水辺環境保全業務委託契約（契約金額：2億5,725万円、契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31）を特命随意契約により締結しており、協会は、表7のとおり、受託した業務の一部を再委託（契約金額総額：2億710万2,000円、各契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31）している。

ところで、局は、この契約について、平成25年8月29日に、平成25年度公共工事設計労務単価に係る特例措置に基づく契約変更（変更後契約金額：2億9,675万9,400円、変更増額：3,950万9,400円）を行っている。

平成25年度公共工事設計労務単価に係る特例措置とは、技能労働者の減少に伴う労働需給のひっ迫傾向などを反映し、国において、平成25年度公共工事設計労務単価を平成24年度単価に比べ大幅に上昇させるとともに、各都道府県に対し、新労務単価の早期適用に努めるよう求めているものである。都においても、平成25年4月1日以降に契約を行う工事等について、平成24年度労務単価を適用して積算している契約については、新労務単価（平成25年度単価）に基づく契約に変更するための契約金額の変更協議を請求することができるとして、当該施策を推進している。

このような都の方針に基づき、局は、協会の請求により上記の契約変更を行っており、契約変更に当たり、協会に対し、公共工事設計労務単価に係る特例措置の趣旨を踏まえ、協会が既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げなどについて適切に対応するよう指導している。

しかしながら、協会は、都の行政を補完する監理団体であり、また、局に対して契約変更の請求を行っているにもかかわらず、事業経営主体の判断であるとして、再委託業者に対する周知など、再委託契約金額の見直しに向けた取組を行っていない。この結果、協会は、再委託業者から請求がなかったことを理由に、特例措置の趣旨を踏まえた再委託業者との契約変更を行っておらず、特例措置の目的が達成されていない状況となっており、適切でない。

協会は、特例措置の趣旨を踏まえ適切に執行されたい。

局は、協会に対し、特例措置に基づく適切な対応を求められたい。

（公益財団法人東京都公園協会）

（建設局）



(表6) 隅田川水辺環境保全業務委託契約の概要

(単位:円)

| 件名                | 契約期間                   | 変更後契約金額<br>(当初契約金額)          | 主な委託内容   |
|-------------------|------------------------|------------------------------|--|
| 隅田川水辺環境<br>保全業務委託 | 平成25.4.1<br>～平成26.3.31 | 296,759,400<br>(257,250,000) | ①植栽・芝生の管理<br>②巡回調査(テラス等)<br>③施設管理(テラス等)<br>④ボランティア活動と連携した、緑と水辺の環境保全に関する普及啓発・利用促進 |

(表7) 隅田川水辺環境保全業務委託契約の再委託契約内訳(当初契約)

(単位:円)

| 件名                             | 契約金額       |
|--------------------------------|------------|
| 平成25年度隅田川施設管理・巡回調査委託(一建管内)     | 10,710,000 |
| 平成25年度隅田川施設管理・巡回調査委託(五建管内)     | 17,115,000 |
| 平成25年度隅田川施設管理・巡回調査委託(六建管内)     | 39,795,000 |
| 平成25年度隅田川植込地管理委託(一建管内)         | 15,225,000 |
| 平成25年度隅田川植込地管理委託(五建管内)         | 30,282,000 |
| 平成25年度隅田川植込地管理委託(六建管内-1)       | 39,375,000 |
| 平成25年度新河岸川及び隅田川植込地管理委託(六建管内-2) | 54,600,000 |

(注) 協会は、各契約について、平成25年12月13日に追加工事等の契約変更(変更増加総額3,988,666円)を行っており、当初契約になかった工種については新労務単価を適用している。

(イ) 消防用設備の点検要領に基づき消火器の管理を適正に行うべきもの

総務省消防庁が定めた消防用設備等の点検要領(平成14年6月11日付消防予第172号)の平成22年改正によれば、消火器(二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器を除く)の耐圧性能に関する点検について、平成26年4月1日以降、製造年から10年を経過した消火器全てについて実施義務が生じている。

ところで、建設局は、「河川管理施設の管理及び水上バス保守管理の委託に関する基本協定」に基づき河川管理施設の保守点検等を協会に委託している。

協会は消防用設備の点検を専門業者に再委託しており、このうち平成25年度に実施された地下調節池等14か所の消防用設備の点検結果について見たところ、製造年から10年を超えた消火器について、協会は、受託者から消火器の耐圧試験の実施もしくは交換を勧める報告を受け、建設局へその旨、報告している。

しかしながら、局は、監査日(平成26.9.29)現在、製造年から10年を超えた消火器について、妙正寺川落合調節池など他の施設については2014年製造品と交換しているものの、黒目橋調節池管理棟の5本、隅田川係留所の5本、妙正寺川第二調節池の1本については、耐圧試験の実施もしくは交換が必要であるにもかかわらず、これを行っ

ておらず適正でない。

局は、消防用設備の点検要領に基づき消火器の管理を適正に行われたい。

( 建 設 局 )

#### イ 霊園管理業務について

協会は指定管理者として、都立霊園 8 霊園の運営管理、維持管理、墓地使用許可の受付・審査等の業務を行っている。また、協会は、徴収事務受託者として、公金である霊園施設の使用料、証明書発行時の手数料等の徴収業務を行っている。

霊園使用者情報の管理や使用料・手数料の徴収業務は、建設局が構築した霊園管理システム（以下「システム」という。）を用いて行われている。

#### (ア) 収納事務の適正性を確保すべきもの

各霊園管理事務所及び協会本社公園事業部霊園課の窓口（以下「各窓口」という。）では、使用料・手数料を収納した際に、領収証及び収入金処理票（以下「領収証等」という。）を作成し、領収証を納入者に交付している。

このうち、システムを用いて領収証発行を行う業務については、システムから出力される領収証等を用いており、この領収証等には、協会本社及び霊園ごと、使用料・手数料の種類ごとに連番が付されている。

各窓口においては、収納金の妥当性を確認するため、収入金処理票の整理・保管を行っており、誤処理取消など収納金が発生せず欠番となる場合には、書損となった領収証（印刷後の取消の場合）や証拠書類不存在の理由書（印刷前の取消の場合）を保管するようにしている。

しかしながら、収入金処理票の取扱いについて見たところ、以下の状況が見受けられた。

- a システムでは対応していない一部の業務については、システムから領収証等を発行できないため、各窓口は、手書きで発行するための白紙の領収証等を用意している。しかしながら、これら手書き発行分については連番管理を行っていないことから、何通発行されたかが不明であり、収入処理が漏れなく行われていることが確認できない。
- b システムの設計では、同一内容の領収証等を複数枚システムから印刷することが可能となっている。また、取消処理後には領収証等の印刷を行えないが、取消処理により領収証発行の履歴が残らないため、領収証印刷後の取消か印刷前の取消かの判別ができなくなっている。

各窓口では、書損となった領収証の保管や理由書の記載等を通して連番管理を図っているが、システムがこのような設計となっていることから、実際の収納状況が保管書類と一致していることを保証できない。

以上のように、領収証等の連番管理について、その目的が十分に果たされていないことから、事務処理上の過誤や亡失を防止し、収納事務の適正性を担保できない状況となっており、適切でない。

協会は、事務処理の見直しを行い、収納事務の適正性を確保されたい。

局は、収納事務が適正かつ効率的に行えるよう、事務処理に即したシステムを構築されたい。

( 公益財団法人東京都公園協会 )

( 建設局 )

(イ) 使用許可証の公印印影刷込に係る取扱いを適正に行うべきもの

都立霊園のうち、一時収蔵施設がある3霊園（雑司ヶ谷・八柱・多磨）の各霊園管理事務所では、一時収蔵施設の使用許可に係る業務を行っている。一時収蔵施設は、墓地を取得するまでの間など一時的に遺骨を預かるための施設であり、使用期間は1年間、最長4回まで更新可能とされている。

使用期間更新の際に交付する使用許可証は、建設局専用都知事公印（以下「知事公印」という。）が刷り込まれた様式（以下「使用前様式」という。）に、システムに登録されている使用者の氏名・住所等を印字して作成している。使用前様式の準備は、協会が行っていることから、建設局は、表8のとおり、知事公印の印影の貸与を行っている。

ところで、東京都公印を事前に刷り込んだ文書の取扱いについては、「東京都公印規程」（昭和28年東京都規則第158号）及び「公印印影刷り込み取扱基準」（昭和63年9月5日付63総総文第141号。以下「刷込基準」という。）により定められており、刷込基準では、公印刷込ができる要件として、年度内を通じて随時交付する必要がある文書であるほか、「文書の性質、様式等からみて事故の生ずるおそれがないと認められる文書であること」としている。

しかしながら、「一時収蔵施設使用許可証」（更新用）の使用前様式を見たところ、「東京都知事」の表記及び知事名、知事公印の印影のみが印刷されており、許可証の件名や使用上の注意等の定型的な部分については一切印刷されていなかった。

このように用途の限定が一切なされていない白紙状態の様式を用いることは、盗難等発生時に不正目的で使用されることを防止できないことから、刷込基準に定める要件を満たしているとは認められず、適正でない。

また、局は、この使用前様式を用いることを前提に、定型的な部分も全てシステムから印字させるものとしてシステムを設計しており、適切でない。

局は、使用許可証の公印印影刷込に係る取扱いを適正に行われたい。

( 建設局 )

(表8) 一時収蔵施設使用許可証(更新用)に係る公印印影の貸与状況

| 項番 | 貸与承認日      | 印刷部数   |
|----|------------|--------|
| 1  | 平成25年1月16日 | 5,000部 |
| 2  | 平成25年7月2日  | 8,000部 |
| 3  | 平成26年2月17日 | 8,000部 |

#### ウ 財産管理について

##### (ア) 物品の登録を適正に行うべきもの

建設局は、各施設の管理に関する協定書等(以下「協定書等」という。)において、施設の維持補修工事や物品購入などの指定管理業務に伴って取得した物品は、局に帰属するものと定めている。これに基づき、指定管理者である協会は、指定管理業務の中で施設の維持補修工事等を行った場合、その都度、局に報告している。この報告で物品の取得が判明した場合、局は、備品台帳又は重要物品台帳(注)へ登録を行っている。

また、協定書等において、指定管理者は、局が作成した「供用備品の状況確認実施計画」に基づき、局の所有物品を照合した上、状況を確認し報告する(以下「物品の状況確認」という。)と定められている。これに基づき、指定管理者である協会は、毎年度末に、局からの貸与物品一覧表と現物とを照合し、状況を確認して報告している。

ところで、指定管理業務に伴って取得した物品について見たところ、次のとおり適切でない事例が認められた。

- a 工事により取得した表9の物品について、協会の報告により判明しているにもかかわらず、局は、監査日(平成26.10.27)現在、登録を行っていない。
- b 物品購入により取得した表10の物品について、協会の報告が漏れていたことから、局において、監査日現在、登録がされていない。また、この物品について、協会は、平成25年度末に行った物品の状況確認においても、貸与物品一覧表から漏れていることを発見していない。

協会は、物品購入に伴う報告及び物品の状況確認を適切に行われたい。

局は、物品の登録を適正に行われたい。

(公益財団法人東京都公園協会)

(建設局)

(注) 備品に該当するものを備品台帳に、備品のうち取得価格が100万円を超えるものを重要物品台帳に、それぞれ登録する。

(表9) 工事による取得で登録が漏れている物品

(単位：円)

| 項番 | 工事件名                | 取得した物品    | 取得金額      | 取得年度   |
|----|---------------------|-----------|-----------|--------|
| 1  | 旧岩崎邸庭園防犯<br>カメラ補修工事 | カメラ(12台)  | 2,772,000 | 平成24年度 |
|    |                     | レコーダー(1台) | 338,000   |        |
| 2  | 小平霊園防犯カメ<br>ラ設置工事   | カメラ(7台)   | 910,000   |        |
|    |                     | レコーダー(1台) | 292,500   |        |

(表10) 物品購入による取得で登録が漏れている物品

(単位：円)

| 項番 | 設置場所  | 取得した物品   | 取得金額      | 取得年度   |
|----|-------|----------|-----------|--------|
| 1  | 小宮公園  | 木質系破砕機   | 2,793,000 | 平成24年度 |
| 2  | 瑞江葬儀所 | 収骨台車(3台) | 2,488,500 |        |
| 3  | 清澄庭園  | ボート(2隻)  | 757,050   |        |
| 4  | 小宮公園  | 縦型薪割機    | 378,000   |        |

## (イ) 必要な改修について協議を適切に行うべきもの

協会は、各施設の消防設備の保守点検を委託契約によって実施しており、葛西臨海公園に係る契約状況は、表11のとおりである。

ところで、葛西臨海公園の保守点検の結果について見たところ、表12のとおり、平成24年4月及び平成25年4月の点検結果報告で修理を要すると報告された展望レストハウスの消防設備について、監査日(平成26.10.27)現在修理されていないことが認められた。

協会は、当初、修理を検討したものの、この修理には当該建物の周囲に足場を組む必要があり大規模な工事となることが判明したため、修理を行っていなかった。

大規模修繕は建設局施工となることから、協会は、そのことが判明した時点で、当該不具合について局に予算措置を協議すべきであったが、当初協会は、当該建物の老朽化に伴う全面的な改修が必要であるとして、当該不具合に係る説明をせずに協議したため予算措置がなされず、消防設備の改修が必要であることを説明したのは平成26年7月であった。

このことについて、局は、平成27年度中に改修する計画で所轄消防署と協議し承認を得ているとしている。

しかしながら、消防設備の不具合は公園利用者の安全に直接かかわる問題であり、点検結果の報告から2年以上の間不具合が改修されないことは適切でない。

局及び協会は、必要な改修について協議を適切に行われたい。

(公益財団法人東京都公園協会)

(建設局)

(表 1 1) 葛西臨海公園に係る消防設備保守点検委託の契約状況

(単位：円)

| 年 度      | 契約件名                 | 契約期間                         | 契約金額        |          |
|----------|----------------------|------------------------------|-------------|----------|
|          |                      |                              | 総 額         | 葛西臨海公園分  |
| 平成 24 年度 | 雑司ヶ谷霊園ほか消防<br>設備保守委託 | 平成 24. 4. 1<br>～平成 25. 3. 31 | 1, 944, 600 | 324, 345 |
| 平成 25 年度 | 雑司ヶ谷霊園ほか消防<br>設備保守委託 | 平成 25. 4. 1<br>～平成 26. 3. 31 | 1, 993, 950 | 309, 435 |

(表 1 2) 葛西臨海公園展望レストハウス消防設備の点検結果報告の内容

| 内 容                                | 箇所数         |             |
|------------------------------------|-------------|-------------|
|                                    | 平成 24 年 4 月 | 平成 25 年 4 月 |
| 排煙窓が起動時に開放しないため、調査修理を要する。          | 1           | 2           |
| 排煙窓が固着ぎみのため、起動時に開放しない場合があり、改善を要する。 | 0           | 3 6         |

エ 公園収益事業（駐車場）について

協会は、公園収益事業として、都市公園の公園駐車場の運営を行っている。

建設局は、公園の駐車場は、原則有料とし、多摩地域の公共交通遠隔地の公園及び有料運営の採算が見込めないものは、無料としている。協会は、この有料駐車場について、公園施設（駐車場）の管理許可を受けて運営している。また、土曜・日曜・祝日、イベント開催等の繁忙時には、駐車場隣接の多目的広場等を臨時駐車場として、占用許可を受け、有料駐車場と同様に運営している。

また、局は、協会に対する公園駐車場の管理許可に当たり、協会の公益事業の拡充及び公園駐車場の公益性から、その使用料の2分の1を減額している。協会の公園駐車場事業に係る実績収支は表13のとおりであり、平成24年度は2億9,235万余円を、平成25年度は3億2,690万余円を利益として計上し、他の公園収益事業の利益と合わせて公益目的の事業会計に、平成24年度は4億800万円を、平成25年度は4億1,360万円を繰り出している。

ところで、駐車場の運営について見たところ、次のとおり改善を要する点が認められた。

(表13) 協会の公園駐車場事業の実績収支

(単位：円)

| 年 度    | 事業収入<br>A     | 事業支出          |                             | 営業利益<br>D=A-B |
|--------|---------------|---------------|-----------------------------|---------------|
|        |               | B             | うち 使用料<br>C                 |               |
| 平成24年度 | 1,616,361,460 | 1,324,008,723 | 645,448,263<br>(61,699,849) | 292,352,737   |
| 平成25年度 | 1,554,691,055 | 1,227,785,661 | 594,372,867<br>(53,391,489) | 326,905,394   |

(注1) 事業収入について、臨時駐車場は常設の駐車場と同料金を同様の形態で徴収しているため、区分けしていない。

(注2) 使用料の下段( )は、臨時駐車場の占用料を内書きしている。

(参考) 管理許可・占用許可

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条によれば、公園管理者以外の者は、都市公園（以下「公園」という。）に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例の定めにより公園管理者に申請し、許可（以下、「設置許可」、「管理許可」という。）を受けなければならない。公園管理者は、①当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるもの、②当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該公園の機能の増進に資すると認められるものに限り、許可することができるとしている。

建設局は、これを受け、東京都立公園条例（昭和31年東京都条例第107号。以下「条例」という。）第6条及び第9条において、公園施設の設置許可、又は管理許可に係る申請及びその使用料について定めている。また、条例第13条において、物件を設けずに公園を占用しようとする者は、申請し、許可（以下「占用許可」という。）を受けなければならないとし、同第14条において、その占用料について定めている。

(ア) 臨時駐車場に係る占用許可面積の算定を適正に行うべきもの

東京都立公園条例（昭和31年東京都条例第107号）第13条において、物件を設けず、都市公園を占有しようとする者は、申請し、許可（以下「占有許可」という。）を受けなければならないとし、同第14条において、その占有料について定めている。また、同条例施行規則（昭和32年東京都規則第37号）第6条において、物件を設けず、都市公園の占有の許可を受けようとする者は、①占有の目的、②占有の期間、③占有の場所、④占有の面積等を記載した申請書を知事に提出しなければならないとされている。

協会は33公園において公園駐車場を運営しているが、このうち、協会が指定管理者として管理運営を行っている表14の都市公園における臨時駐車場に係る占有許可を見たところ、協会は、代々木公園ほか14公園において、表15の事例のとおり、臨時駐車場として利用している区画のうち、車両走路等を除いた駐車スペースのみを占有面積として申請し、許可を受けていることが認められた。

一方、神代植物公園の臨時駐車場に係る占有許可では、車両走路等を含む区画全体の面積を占有許可面積として申請し、許可を受けている。

ところで、表15の事例の占有状況について確認したところ、当該区画は、車両走路等も含めて区画全体を臨時駐車場として利用しており、区画全体を占有していることから、神代植物公園の場合と同様に区画全体面積を算定すべきであるにもかかわらず、協会及び局はこれを行っておらず、適正でない。

また、小金井公園の臨時駐車場に係る占有許可では、協会は、占有面積算出の根拠及び方法が不明のまま申請を行い、局はこれを許可しており、適正でない。

協会は、占有許可申請に係る占有面積の算定を占有状況に応じて適正に行われたい。

局は、占有許可に係る占有面積の算定を占有状況に応じて適正に行われたい。

（公益財団法人東京都公園協会）

（建設局）



(表 1 4) 協会が運営している駐車場

| 施設名     |                  | 常設駐車場<br>(管理許可) | 臨時駐車場<br>(占用許可) |
|---------|------------------|-----------------|-----------------|
| 木場公園    | 第 1 駐車場          | ○               | ○               |
|         | 第 2 駐車場          | ○               | —               |
| 代々木公園   | 駐車場              | ○               | ○               |
| 和田堀公園   | 第 1 駐車場          | ○               | ○               |
|         | 第 2 駐車場          | ○               | —               |
| 城北中央公園  | 駐車場              | ○               | ○               |
| 舎人公園    | 第 1 駐車場          | ○               | ○               |
|         | 第 2 駐車場          | ○               | ○               |
|         | 第 3 駐車場          | ○               | ○               |
| 水元公園    | 第 1 駐車場          | ○               | ○               |
|         | 第 2 駐車場          | ○               | ○               |
|         | 第 3 駐車場          | ○               | ○               |
|         | 第 4 臨時駐車場 (自由広場) | —               | ○               |
| 篠崎公園    | 第 1 駐車場          | ○               | —               |
|         | 第 2 駐車場          | ○               | ○               |
| 葛西臨海公園  | 駐車場              | ○               | ○               |
|         | 第 2 臨時駐車場        | —               | ○               |
|         | 第 3 臨時駐車場        | —               | ○               |
| 小金井公園   | 第 1 駐車場          | ○               | ○               |
|         | 第 2 駐車場          | ○               | —               |
|         | 第 3 駐車場          | ○               | ○               |
| 武蔵野の森公園 | 第 1 駐車場          | ○               | ○               |
|         | 第 2 駐車場          | ○               | ○               |
| 蘆花恒春園   | 駐車場              | ○               | ○               |
| 砧公園     | 駐車場              | ○               | ○               |
| 浮間公園    | 駐車場              | ○               | ○               |
| 赤塚公園    | 駐車場              | ○               | ○               |
| 石神井公園   | 第 1 駐車場          | ○               | ○               |
|         | 第 2 駐車場          | ○               | ○               |
| 神代植物公園  | 第 1 駐車場          | ○               | —               |
|         | 第 2 駐車場          | ○               | ○               |

(表 1 5) 占用面積の算出状況 (例)

| 占用場所                             | 算出方法   |
|----------------------------------|--|
| 代々木公園臨時駐車場                       | <p>図面上同じ区画であるものについて、日によって、申請面積の算定が異なっている。</p> <p>(例) 平成 25. 5. 10 : 縦 26m × 横 ○m<br/> 平成 26. 3. 20 : 縦 24m × 横 ○m<br/> 平成 26. 3. 21 : 縦 25m × 横 ○m</p>   |
| 城北中央公園臨時駐車場                      | <p>占用区画のうち、駐車スペースのみ (1 台当たりの面積 × 台数) で算定 (車両走行路等を除外) しているが、1 台当たりの面積を</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 25 年 10 月まで : 12. 0 m<sup>2</sup></li> <li>・平成 25 年 11 月から : 12. 5 m<sup>2</sup></li> </ul> <p>としている。</p>   |
| 水元公園第 4 臨時駐車場 (自由広場)             | <p>区画全域を事実上占有しているが、占用区画のうち、駐車スペースのみ (1 台当たりの面積 12. 5 m<sup>2</sup> × 台数) で算定 (車両走行路等を除外) している。</p>   |
| 小金井公園第 1 臨時駐車場<br>小金井公園第 3 臨時駐車場 | <p>算出面積の根拠・方法が不明</p> <p>(例) 第 3 臨時駐車場 B 区画<br/> 毎回 30m × 46m = 1, 380 m<sup>2</sup> として申請しているが、算出の考え方が不明である。</p>   |
| 武蔵野の森公園第 1 臨時駐車場                 | <p>区画全域を事実上占有しているが、占用区画のうち、駐車スペースのみ (1 台当たりの面積 12. 5 m<sup>2</sup> × 台数) で算定 (車両走行路等を除外) している。</p> <p>台数については、当日の駐車実績により変動している (満車時 79 台 988 m<sup>2</sup>)。</p> <p>また、第 1 駐車場の身障者区画の工事期間中において、第 1 臨時駐車場全域 (身障者区画の振替 3 台分を除く。76 台 950 m<sup>2</sup>) を使用しているが、日によって 1 ~ 4 台分を使用しないとする申請を行っている。</p> <p>(例) 平成 26. 3. 8 : 72 台 900 m<sup>2</sup></p> |
| 武蔵野の森公園第 2 臨時駐車場 (芝生広場)          | <p>芝生広場全域を事実上占有しているが、占用区画のうち、駐車スペースのみ (1 台当たりの面積 12. 5 m<sup>2</sup> × 台数) で算定 (車両走行路等を除外) している。</p> <p>台数については、当日の駐車実績により変動している (14 台 175 m<sup>2</sup> ~ 満車時 182 台 2, 275 m<sup>2</sup>)。</p>  |
| 砧公園臨時駐車場                         | <p>占用区画のうち、駐車スペースのみ (1 台当たりの面積 12. 5 m<sup>2</sup> × 台数) で算定 (車両走行路等を除外) している。</p> <p>台数については、当日の駐車実績により変動している (30 台 375 m<sup>2</sup> ~ 120 台 1, 500 m<sup>2</sup>)。</p>  |
| 赤塚公園臨時駐車場                        | <p>区画全域を事実上占有しているが、占用区画のうち、駐車スペースのみ (1 台当たりの面積 12. 5 m<sup>2</sup> × 台数) で算定 (車両走行路等を除外) している。</p>   |

(イ) 臨時駐車場に係る占用許可の取扱いを見直すべきもの

城北中央公園の臨時駐車場に係る占用許可について見たところ、管理許可による常設の駐車場（乗用車27台、身障者用区画2台）に隣接して、臨時駐車場（最大53台）の運営を行っている。

ところで、この臨時駐車場の占用許可について見たところ、臨時駐車場として利用している区画のうち車両走路等を除いた駐車スペースを、平日は36台分、土曜・日曜・祝日は53台分占有しているとして毎日申請し、許可を受けている。

しかしながら、この占有は、

- ① 年間を通して毎日、当該区画を占有していること
- ② 臨時駐車場としている区画には、局が設置した舗装、駐車区画線、車止めがあることから、他の用途には利用できず、長年にわたり、常時、駐車場として使用しているにもかかわらず、臨時的なものとしての占有許可を行っていることは適切でなく、当該区画における臨時駐車場の取扱いを見直す必要がある。

局及び協会は、臨時駐車場の取扱いを見直されたい。

（公益財団法人東京都公園協会）

（建設局）

(ウ) 臨時駐車場の占有許可申請を適正に行うべきもの

各公園の臨時駐車場の占有許可申請について見たところ、次のとおり、適正でない事例が認められた。

- a 小金井公園では、第3駐車場に隣接した臨時駐車場B区画の占有許可を受けているが、このB区画と第3駐車場の間の区画も臨時駐車場として使用しているにもかかわらず、占有許可申請を行っていない。
- b 葛西臨海公園では、臨時駐車場開場日に出庫しなかった車両が、以後も駐車していることを把握しているにもかかわらず、この車両が出庫するまでの期間の占有許可申請を行っていない。
- c 舎人公園では、第1臨時駐車場において、占有許可部分と占有許可部分以外との間に、仕切りを置くなどしていないことから、許可部分以外も同様に使用できる状態となっており、実際に、占有許可を受けることなく使用している。
- d 和田堀公園では、第1臨時駐車場において、許可区画外への駐車防止を目的として、許可区画外全域に遮蔽物を置いているため、他の者が使用できず、事実上の占有となっている。

協会は、臨時駐車場の占有許可申請を適正に行われたい。

局は、臨時駐車場の占有許可を適正に行われたい。

( 公益財団法人東京都公園協会 )

( 建設局 )

(エ) 駐車場施設の設置に係る工事期間中の占用許可を適正に行うべきもの

協会は、管理許可を受けている代々木公園駐車場の舗装工事（工事期間：平成25.8.19～平成25.8.28）を行っている。この工事について、局及び協会は、路面の表層剥離や轍が著しいことから、利用者の安全確保のために、協会が管理許可受者の維持管理の範疇として緊急に施工したものであるとしている。また、協会は、当該工事期間中、利用者の利便性を低下させないため、代替施設として隣接の臨時駐車場を、占用許可を受けずに使用したい旨の協議を局に対して行い、局は、管理許可施設の代替施設であるとして臨時駐車場の占用許可を不要としている。

しかしながら、当該工事は、協会が、管理許可を受けている駐車場の運営に当たって、維持管理上必要であるとして、自ら経費を負担して行っているものであり、局が、管理許可施設の代替施設であるとして占用許可が不要であるとの取扱いをしていることは適正でない。

局は、駐車場施設の設置に係る工事期間中の占用許可を適正に行われたい。

( 建設局 )

(オ) 駐車場施設の設置許可を適正に行うべきもの

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条によれば、公園管理者以外の者は、都市公園（以下「公園」という。）に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例の定めにより公園管理者に申請し、許可（以下、「設置許可」、「管理許可」という。）を受けなければならないとされている。また、東京都立公園条例（昭和31年東京都条例第107号）第6条において、公園施設の設置許可を受けようとする者は、①設置の目的、②設置の期間、③設置の場所、④構造及び規模、⑤設置工事の期間等を記載した申請書を知事に提出しなければならないとされている。

ところで、駐車場施設の設置許可について見たところ、協会は、葛西臨海公園において、駐車場の管理許可区域外に詰所（駐車場裏ゲート清算所）を平成16年9月10日に設置しているが、申請を行わず、長年にわたり許可なく設置しており、適正でない。

協会は、駐車場施設の設置許可申請を適正に行われたい。

局は、駐車場施設の設置許可を適正に行われたい。

( 公益財団法人東京都公園協会 )

( 建設局 )

(カ) 駐車場施設の設置承認を適正に行うべきもの

局は、駐車場の管理許可区域内に詰所や駐車券発行機、自動料金精算機等の駐車場施設を設置する場合は、協会に設置承認申請を行わせ、承認を行っている。

しかしながら、協会は、駐車場の管理のため必要であるとして、駐車場施設を設置しているが、表16のとおり、①申請を行っていないもの、②申請を行っているが承認がないものが認められ、適正でない。

協会は、駐車場施設の設置承認申請を適正に行われたい。

局は、駐車場施設の設置承認を適正に行われたい。

( 公益財団法人東京都公園協会 )

( 建設局 )

(表16) 駐車場施設の設置承認の状況

| 設置承認の状況         | 設置場所   | 設置物件                          |
|-----------------|--|-------------------------------|
| 申請を行っていない       | 城北中央公園駐車場<br>水元公園駐車場<br>篠崎公園第1駐車場<br>大泉中央公園駐車場   | 詰所                            |
|                 | 城北中央公園駐車場<br>舎人公園第2駐車場<br>小金井公園第1駐車場<br>赤塚公園駐車場<br>石神井公園第1駐車場<br>石神井公園第2駐車場<br>神代植物公園第1駐車場 | 駐車券発行機、<br>自動料金精算機、<br>カーゲート等 |
| 協会は申請済みだが、承認がない | 武蔵野の森公園第1駐車場   |                               |

オ 公園収益事業（自動販売機）について

(ア) 自動販売機設置に係る設置許可を適正に行うべきもの

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条によれば、公園管理者以外の者は、都市公園（以下「公園」という。）に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例の定めにより公園管理者に申請し、許可（以下、「設置許可」、「管理許可」という。）を受けなければならないとされている。また、東京都立公園条例（昭和31年東京都条例第107号）第6条において、公園施設の設置許可を受けようとする者は、①設置の目的、②設置の期間、③設置の場所、④構造及び規模、⑤設置工事の期間等を記載した申請書を知事に提出しなければならないとされている。

ところで、協会は、各公園内に自動販売機を設置しているが、次のとおり、適正でない事例が認められた。

a 表17のとおり、設置許可を受けていないものがある。

b 表18の自動販売機について、駐車場の管理許可の際に、設置承認施設として申請し、承認を受けているとしている。しかしながら、駐車場の管理許可に伴う設置承認は、駐車場の管理に要するものとして申請し、承認を受けるものであることから、駐車場の管理に要さない自動販売機を局は承認すべきではない。

協会は、自動販売機設置に係る設置許可申請を適正に行われたい。

局は、自動販売機設置に係る設置許可を適正に行われたい。

（公益財団法人東京都公園協会）

（建設局）

（表17）設置許可を受けていないもの

| 設置場所            | 設置物件    |
|-----------------|---------|
| 篠崎公園第1駐車場       | 自動販売機1台 |
| 小金井公園サイクリングセンター | 自動販売機4台 |
| 砧公園駐車場          | 自動販売機2台 |

（表18）駐車場の管理許可に伴う設置承認となっているもの

| 設置場所            | 設置物件    |
|-----------------|---------|
| 小金井公園第1駐車場      | 自動販売機2台 |
| 駒沢オリンピック公園第1駐車場 | 自動販売機1台 |
| 駒沢オリンピック公園第2駐車場 | 自動販売機1台 |
| 石神井公園第1駐車場      | 自動販売機1台 |

カ 公園収益事業（売店）について

協会は、公園収益事業として、水元公園、舎人公園及び小金井公園内において、バーベキュー用食材の販売及び器材の貸出を行うバーベキュー売店を、自ら運営している。利用に当たっては予約制とし、キャンセルした場合は、キャンセル料を徴収することとしている。

このうち、小金井公園のバーベキュー売店は、平成25年3月に新規開業したものである。

(ア) 売店の設置工事に伴う占有許可を適正に行うべきもの

小金井公園バーベキュー売店は、協会が建設局から設置許可（許可期間：平成24.8.1～平成29.3.31）を受けて設置・運営しているものである。

ところで、この設置工事に伴う事務手続について見たところ、協会は、本件売店に電気及び水道を供給するためとして、電線及び水道管などの占有許可を申請し（申請日：平成25.3.26、占有期間：平成25.4.1～平成30.3.31）、許可を受けている。

しかしながら、これらの物件の設置については、本件売店の設置許可に係る申請の時点で設計書に明示されているものであり、電線等の設置は掘削を伴う工事であったことから、当該工事期間も含めて占有許可を申請すべきであるにもかかわらず、協会はこれを行っておらず、適正でない。

これにより当該物件の占有許可が漏れている期間に係る占有料は、表19のとおり、1か月当たり1万887円（監査事務局試算）となる。

協会は、売店の設置工事に伴う占有許可申請を適正に行われたい。

局は、売店の設置工事に伴う占有許可を適正に行われたい。

（公益財団法人東京都公園協会）

（建設局）

（表19）占有許可が漏れている物件に係る占有料の試算

| 占有物件         | 占有数量        | 月当たり単価  | 月当たり占有料 |
|--------------|-------------|---------|---------|
| 電線(0.085φ)   | 108.3m      | 36円/m   | 3,924円  |
| 電線(0.065φ)   | 108.3m      | 36円/m   | 3,924円  |
| 水道管(0.048φ)  | 38.6m       | 36円/m   | 1,404円  |
| 仕切弁          | 1か所 (0.31㎡) | 183円/か所 | 183円    |
| 下水道管(0.165φ) | 19.7m       | 36円/m   | 720円    |
| 汚水桝          | 1か所 (0.52㎡) | 183円/か所 | 183円    |
| 受変電設備        | 2.55㎡       | 183円/㎡  | 549円    |
| 合 計          |             |         | 10,887円 |

（注）占有料の算定の際は、占有数量の端数を切り上げて単価を乗じる。

(イ) バーベキュー売店のキャンセル料に係る未収金を計上すべきもの

協会は、水元公園、舎人公園及び小金井公園において、バーベキュー売店を運営している。利用は予約制であり、キャンセルした場合は、表20のとおり、キャンセル料を徴収することとし、キャンセルが発生した場合、各公園から本社公園事業部へ報告し、本社公園事業部は、表21のとおり、キャンセル者に対してキャンセル料を請求している。

ところで、このキャンセル料の会計処理について見たところ、協会は、請求により債権が発生しているにもかかわらず、未収金として計上しておらず、適正でない。

協会は、バーベキュー売店のキャンセル料に係る未収金を計上されたい。

(公益財団法人東京都公園協会)

(表20) バーベキュー売店におけるキャンセル料の定め

| 公園名   | キャンセル料の定め                                     |
|-------|---|
| 水元公園  | 前々日12:00以降のキャンセル：料金の50%<br>当日もしくは連絡なし：料金の100% |
| 舎人公園  | 前日12:00以降のキャンセル：料金の50%                        |
| 小金井公園 | 当日もしくは連絡なし：料金の100%                            |

(表21) キャンセル料請求状況

(単位：円)

| 年度     | 公園名   | 請求 |         | 入金 |         | 未収 |         |
|--------|-------|----|---------|----|---------|----|---------|
|        |       | 件数 | 金額      | 件数 | 金額      | 件数 | 金額      |
| 平成24年度 | 水元公園  | 32 | 295,470 | 22 | 202,990 | 10 | 92,480  |
|        | 舎人公園  | 29 | 300,920 | 21 | 202,840 | 8  | 98,080  |
|        | 計     | 61 | 596,390 | 43 | 405,830 | 18 | 190,560 |
| 平成25年度 | 水元公園  | 12 | 86,170  | 9  | 71,320  | 3  | 14,850  |
|        | 舎人公園  | 11 | 83,690  | 8  | 58,410  | 3  | 25,280  |
|        | 小金井公園 | 10 | 105,020 | 9  | 75,320  | 1  | 29,700  |
|        | 計     | 33 | 274,880 | 26 | 205,050 | 7  | 69,830  |

(注) 小金井公園については、平成25年3月に開業しており、平成24年度の実績はない。



(ウ) バーベキュー売店の収入確保及びキャンセル料の発生防止の取組を検討すべきもの

協会は、葛西臨海公園において、バーベキュー売店を、委託により運営している。

この委託売店については、直営により運営している売店同様にキャンセル料を徴収するとしているが、平成24年度及び平成25年度において、キャンセル料の徴収実績はない。

これは、受託業者が、キャンセルの申出があった際に、利用日の変更や延期等を案内することで、収入を確保し、キャンセル料を発生させない運営をしていることによるものである。

一方、直営売店では、前述指摘(イ)の表21のとおり、キャンセル料が発生している。

直営と委託による運営という手法の違いはあるものの、運営主体はいずれも協会である。都立公園において、同種のサービスを提供するに当たり、公平性の確保やサービスの質の向上を図りつつ、より効率的な運営を行う観点から、委託売店の運営方法を参考にするなど、収入確保及びキャンセル料発生防止の取組を検討する必要がある。

協会は、直営売店においても、収入確保及びキャンセル料発生防止の取組を検討されたい。

( 公益財団法人東京都公園協会 )

キ 指定管理者制度による都市公園等の管理運営について

「東京都指定管理者管理運営状況評価に関する指針」（総務局行政改革推進部、最終改正：平成25年3月15日、施行：平成25年4月1日）において、指定管理者制度を導入した公の施設については、その管理運営状況について、所管局が第三者の視点を含めた評価を実施することを定めている。

この指定管理者の管理運営状況に関する評価は、都と指定管理者で合意したサービスの履行及び安全管理、関係法令の遵守、個人情報保護といった指定管理者が守るべき事項について確認を行うことなどを目的としている。

管理運営状況の確認に当たって、所管局は、

- ① 指定管理者から提出された毎月又は四半期ごとの履行確認書を確認・分析し、履行状況が協定及び事業計画どおりとなっていることを検証し、改善が必要な場合は、改善のための指導・監督を行う
- ② 指定管理者から提出された年度終了後の事業報告書を確認・分析する
- ③ 上記の確認・分析のほか、指定管理者の管理運営状況を把握するため適宜実地調査を実施する

などとされている。

(ア) 都市公園の管理運営を適切に行うべきもの

建設局は、都市公園の管理運営を指定管理者である協会に行わせており、協会は、施設管理、占用許可事務等の指定管理業務を行っている。

このうち、占用許可事務の流れは図1のとおりであり、協会は局から提示されている占用許可基準に基づき、占用許可申請の受付や、占用状況の確認・監督を行っている。

しかしながら、表22の公園において、協会が使用者となる占用に関して、前述の指摘「エ 公園収益事業（駐車場）について」のとおり多くの不適正事例が発生している。

本来、協会は、指定管理者として占有状況の確認・監督を行う立場であるにもかかわらず、協会自らの占有について、これがなされておらず、管理が適切であるとはいえない状況となっている。

また、局は、履行状況を確認・分析し、履行状況が協定及び事業計画どおりとなっていることを検証することになっているにもかかわらず、また、占有許可は、局が行っているにもかかわらず、この状況を把握できておらず、適切でない。

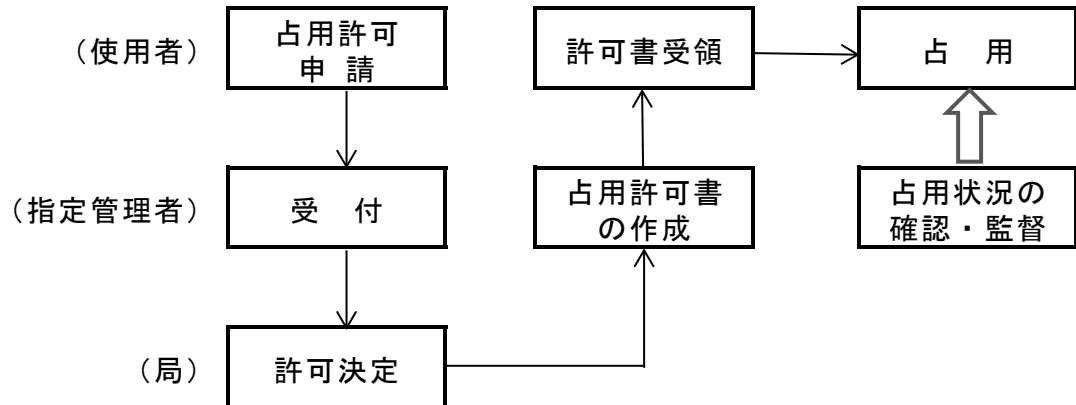
協会は、都市公園の管理運営を適切に行われたい。

局は、指定管理業務の管理運営状況の確認・分析を適切に行うとともに、協会に対して、適切な管理運営を行うよう指導・監督されたい。

( 公益財団法人東京都公園協会 )

( 建設局 )

(図 1) 占有許可事務の流れ



(表 2 2) 協会が管理運営を行っている都市公園における臨時駐車場の運営状況

| 指定管理施設        | 臨時駐車場を運営している公園  |
|---------------|---|
| 防災公園グループ      | 木場公園、代々木公園、和田堀公園、城北中央公園、舎人公園、水元公園、篠崎公園、葛西臨海公園、小金井公園、武蔵野の森公園 |
| 都市部の公園・南部グループ | 蘆花恒春園、砧公園   |
| 都市部の公園・北部グループ | 浮間公園、赤塚公園、石神井公園   |
| 神代植物公園        | 神代植物公園  |

(イ) 履行状況の検証を適切に行うべきもの

局は、都市公園等の指定管理料について、当初、指定管理者が提案し選定を受けた事業計画書の金額に対して増額して協定を締結しており、平成24年度及び平成25年度の増額の概要は表23のとおりである。

このうち、協会が指定管理者として管理運営を行っているものについて見たところ、次のとおり、適切でない状況が認められた。

- a 樹木重点処理について、利用者の多い主要な園路や子どもが利用する遊具広場周辺等において、防犯面にも配慮した安全管理の徹底を図るため行うものとしているが、これは、本来行うべき指定管理業務と密接に関連するものであり、指定管理者が事業計画書により提案し、実施しているものとの判別ができないことから、双方の履行状況の確認・分析ができない。
- b 防災拠点機能の緊急対策について、災害時の活動拠点や避難場所に指定されている公園の防災機能が、緊急時に円滑に発揮されるよう、支障となる樹木の管理を強化し、公園の機能の向上を図るものとしているが、これは、防災公園及び災害時の活動拠点や避難場所に指定されている公園において、本来行うべき指定管理業務と密接に関連するものであり、指定管理者が事業計画書により提案し、実施しているものとの判別ができないことから、双方の履行状況の確認・分析ができない。
- c 便所特別清掃について、主要な出入口や広場周辺等の利用の多い便所において、利用者に快適で清潔な便所を提供するため行うものとしているが、一部の公園では、指定管理者が事業計画書により提案し、実施しているものである。これについて、局は、指定管理者がこれに代わる業務を行い、その経費に充てているとしているが、その業務内容及び実績が確認できない。
- d 指定管理料には、台風、大雨、大雪等によって生じた被害等に対応する緊急対応等経費（注）が含まれているが、指定管理者は、台風、大雪等によって生じた被害等の対応を、この増額分によっても実施している。このため、双方の履行に係る経費負担区分の妥当性が確認できない。
- e ソーラーバッテリー取替について、平成15年度設置を基準として、耐用年数を迎えたものを順次取り替えるものとして、対象公園を列挙しているにもかかわらず、局は、指定管理者に実績を報告させておらず、その履行状況を把握していない。

局は、この増額分の計画及び報告について、指定管理業務の計画及び履行状況の確認時に併せて確認し、適切であるとしている。しかしながら、指定管理者の提案した事業計画書及び緊急対応等経費対象など指定管理業務と密接に関連しているにもかかわらず、業務の対象及び水準を明確に示していないこと、また、それに基づいた報告を求めていることから、増額分の妥当性及び指定管理業務の履行状況の適正性が検証できない状況となっ

ており、適切でない。

また、指定管理者制度は、事業計画書に基づき履行状況を検証し、管理運営状況进行评估するものであることから、この状況は、その有効性をも損なうこととなり、適切でない。

局は、履行状況の検証を適切に行われたい。

(建設局)

(注) 緊急対応等経費

建設局は、「緊急対応等経費 執行の手引き」により以下のように定めている。

- ・目的 : 指定管理者が行う業務のうち、災害時等の緊急対応業務や利用者要望の高い施設補修業務等に対処するために計上したものである。
- ・経費の使途 : ① 台風、大雨、大雪等によって生じた被害等に対する一時対応経費(ただし、1件当たり30万円未満のものを除く。)
  - ② 1件当たり30万円以上の補修修繕業務で、緊急性を要するもの
  - ③ その他、利用者の安全性や利便性等を改善する上で必要となる補修工事等で、都との協議により行う業務
- ・金額の決定等 : 年間に執行する緊急対応等経費の総額は、都と指定管理者が協議の上、執行計画書において決定する。

台風、年度末の大雪等の災害時対応を念頭に置き、計画的な執行に努めること。執行計画で定めた経費総額を超える場合は、現地の状況や規模、緊急性などを勘案し、都と指定管理者が協議の上、適切に対処するものとする。

(表23) 増額の概要

| 項目          | 内容  |
|-------------|---|
| 樹木重点処理      | 実施対象：主要な園路及び子どもが利用する遊具広場周辺等<br>実施内容：高所における枯れ枝の除去、枯損木伐採<br>過密化した樹林地の樹木伐採、枝透かし  |
| 防災拠点機能の緊急対策 | 実施対象：緊急車両の進入路、活動拠点となる広場周辺等<br>被災者の避難路、避難場所となる広場周辺等<br>実施内容：高所における枯れ枝の除去、枯損木伐採   |
| 便所特別清掃      | 実施対象：主要な園路や広場周辺等の便所から優先的に実施<br>実施内容：便器、床面、排水管の尿石の除去、内外壁の高圧洗浄等<br>実施頻度：年1回   |
| ソーラーバッテリー取替 | 実施対象：ソーラー式照明、入口表示灯<br>実施内容：内蔵バッテリーの交換<br>実施時期：平成15年度設置を基準として、耐用年数を迎えたものを順次取替<br>対象公園：木場公園など10公園   |
| 鋼材緊急塗装      | 実施対象：公園灯、野球場防球ネット支柱等<br>実施内容：高所を含めた鋼材部位の再塗装<br>対象公園：<公園灯> 平成24年度：芝公園など29施設<br>平成25年度：芝公園など33施設<br><野球場> 平成24年度：善福寺川緑地、武蔵野公園<br>平成25年度：光が丘公園 |
| 管理規模増       | 指定管理の範囲などの管理規模が増えた場合  |

### 3 意見・要望事項

#### (1) 局

##### ア 公園と公園駐車場の管理のあり方について検討すべきもの

公園駐車場（有料駐車場）については、別項指摘事項（2）「エ 公園収益事業（駐車場）について」(ウ)で示した不適正事例と同様の事例を、平成19年行政監査においても指摘し、公園と公園駐車場の一体的管理など、そのあり方を検討すべきとして意見・要望している。

これに対して局は、不適正事例を改善するとともに、「都立公園駐車場あり方についての基本方針」（平成20年12月25日付20建公建第216号、公園緑地部長決定）を策定し、公園と公園駐車場（有料駐車場）は、指定管理者と公園駐車場管理許可受者とが、それぞれ管理するとした。また、指定管理者共通仕様書に、両者の連携について明示することなどにより、公園利用者の利便性の向上及び公園駐車場の適切な管理に努めるとした。

しかしながら、平成19年行政監査と同様の不適正事例が、同公園の同箇所において再発しているなど、臨時駐車場の占用に関する管理が適切なものとなっておらず、不適正事例発生の原因を分析した抜本的な改善を要する状況となっている。

元来、公園駐車場は、公の施設である公園の便益施設であることから、公園と公園駐車場を指定管理者が一体管理することが可能であり、これにより、

- ① 臨時駐車場に係る占用許可事務の軽減による事務の効率化
- ② 事前に予測できない需要や満車時点での即時開場など、臨時駐車場について機動的な対応及び柔軟な公園利用が可能となることによる利用者サービスの向上
- ③ 公園駐車場の収益性によって指定管理料が低減するなど、経済性の発揮など、効率的かつ効果的な管理が期待できる。

局は、こうした視点を踏まえ、公園と公園駐車場の管理のあり方を改めて検討する必要がある。

局は、公園と公園駐車場の管理のあり方について検討されたい。

（建設局）

## 第5 運営状況の概要

### 1 運営状況

公益財団法人である協会の事業は、公益目的事業と収益事業に大別される。

協会の事業体系は、表24のとおりである。

(表24) 協会の事業体系

| 公益目的事業     |                                     |   |  |
|------------|-------------------------------------|---|--|
| 公1事業       | 都市緑化及び公園緑地等に関する普及啓発、利用促進及び防災機能の強化   | a 普及・都民交流事業<br>b 総合カレッジ事業<br>c サポーター基金事業<br>d 公園運営事業<br>e 庭園運営事業<br>f 霊園・葬儀所運営事業<br>g 調査・研究事業 |  |
| 公2事業       | 東京都都市緑化基金の造成、管理及び運用                 | a 緑化助成<br>b 緑化普及  |  |
| 公3事業       | 河川及び水辺環境に関する普及啓発、利用促進、施設管理及び防災機能の強化 | a 水辺魅力アップ事業<br>b 水上バス活用事業<br>c 河川・水辺保全業務  |  |
| 収益事業（収1事業） |                                     |   |  |
| 公園収益事業     | 公園、庭園、葬儀所に設置された売店、飲食店、駐車場等の経営       |   |  |
| 水辺収益事業     | 河川事業未利用地を活用した定期駐車場の経営等              |   |  |

### (1) 事業実績

#### ア 公益目的事業

##### (ア) 公1事業

都立公園等の公の施設を指定管理者として管理運営するなど、都市緑化及び公園緑地等に関する普及啓発、利用促進及び防災機能の強化に係る事業である。

##### a 普及・都民交流事業

緑と水の普及・啓発や、公園で活動するボランティアの支援等を通じて、多くの都民が参加できる多様なプログラムを提供し、公園の利用促進を図る事業である。

なお、協会は、平成24年度において、都と、公益財団法人都市緑化機構が主催する、第29回全国都市緑化フェアTOKYO（以下「フェア」という。）の特別協賛者として、フェアのメイン会場のうち、日比谷公園及び浜離宮恩賜庭園における事業の企画、運営等を行っている。

普及・都民交流事業の主な事業実績は、表25のとおりである。

(表 2 5) 普及・都民交流事業の主な実績

| 項 目         | 主な内容  | 実績項目                       | 実 績                                |                           |
|-------------|---|----------------------------|------------------------------------|---------------------------|
|             |   |                            | 平成 24 年度                           | 平成 25 年度                  |
| 都民協働事業      | ・都民協働の推進<br>・協働団体への支援   | 公園ボランティアに対する実務研修           | 6 回                                | 7 回                       |
| 地域・関係団体との連携 | ・ボランティア活動支援<br>・首都圏公園緑地関係団体協力事業   | ボランティア活動支援のための助成金交付団体      | 1 0 7 団体                           | 1 1 2 団体                  |
| 利用促進・PR     | ・ホームページ、広告等によるPR<br>・広報誌「緑と水のひろば」の発行<br>・「東京パークフレンド（東京都公園協会友の会）」の運営<br>・自転車貸出業務 | 自転車貸出業務<br>(貸出台数)<br>(収入額) | 192,891 台<br>31,231,110 円          | 193,477 台<br>31,300,440 円 |
| 出版          | ・専門誌「都市公園」の発行<br>・専門図書「東京公園文庫」の発行   | 「都市公園」の発行                  | 4 回                                | 4 回                       |
| 全国都市緑化フェア   | ・第 2 9 回全国都市緑化フェア T O K Y O のメイン会場のうち、日比谷公園と浜離宮恩賜庭園における事業の企画、運営等                | 開催期間                       | 平成 24 年 9 月 29 日～10 月 28 日 (30 日間) | —                         |

## b 総合カレッジ事業

広く都民が緑と水に親しみ、その知識を深めていくことを促進する事業である。

事業の主な内容は、緑や水に関する講座や企画展示等の実施、公園緑地や緑に関する図書や資料の収集・調査、公園等に関する調査・研究や緑化活動に取り組む個人や団体を顕彰する東京都公園協会賞の実施などである。

主な事業実績は、表 2 6 のとおりである。

(表 2 6) 総合カレッジ事業の主な実績

| 項 目          | 主な内容                                       | 実績項目                                    | 実 績               |                   |
|--------------|--|---|-------------------|-------------------|
|              |  |   | 平成 24 年度          | 平成 25 年度          |
| 緑と水の市民カレッジ講座 | ・講座プログラムの企画・運営                             | 開催日数<br>参加者数                            | 249 日<br>6,197 名  | 197 日<br>4,623 名  |
| みどりの①プラザ     | ・緑や都市環境、ボランティア活動に関する情報発信                   | 入場者数                                    | 14,450 名          | 13,960 名          |
| 東京グリーンアーカイブス | ・緑の専門図書館の運営<br>・資料収集・整理・保存                 | 保有資料数                                   | 158,118 点         | 160,308 点         |
| 東京都公園協会賞     | ・緑化活動や公園・庭園に関する調査・研究活動に取り組む個人・団体に対する賞      | 受賞者数(団体を含む)<br>(最優秀賞)<br>(優秀賞)<br>(奨励賞) | 1 名<br>3 名<br>8 名 | 1 名<br>3 名<br>8 名 |
| 東京パークスギャラリー  | ・緑と水に関する活動成果の発表の場の提供(日比谷グリーンサロン・上野グリーンサロン) | 展示会開催回数<br>(日比谷)<br>(上野)                | 2 5 回<br>3 6 回    | 2 4 回<br>3 7 回    |



c サポーター基金事業

都立公園や庭園を支援する個人・企業等からの寄付や募金により設置された「都立公園サポーター基金」を活用して、都立公園等において展示やイベント等を開催し、都立公園等の活性化を促進する事業である。

主な事業実績は、表 27 のとおりである。

(表 27) サポーター基金事業の主な実績

| 項目          | 主な内容  | 実績項目  | 実績       |          |
|-------------|---|-------|----------|----------|
|             |   |       | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
| 都立公園サポーター基金 | ・都立公園等において、展示やイベント等、その魅力を感じ、楽しむ機会を提供する事業の実施 | 実施事業数 | 22件      | 27件      |

d 公園運営事業

協会は、指定管理者として、都立公園等 42 か所について、施設の維持管理、利用者案内、施設使用料の徴収事務などの公園運営事業を行っている。

また、防災公園グループを中心に地域防災訓練の実施や必要資材の配備を行うなど、公園の防災対応力の強化を図っている。

対象施設は、表 28 のとおりである。

(表 28) 対象施設一覧

① 防災公園グループ（12 か所）及び葛西海浜公園

| 名称      | 所在地                | 面積 (㎡)    | 入園者数 (人)   |
|---------|--------------------|-----------|------------|
| 木場公園    | 江東区                | 238,711   | 2,781,424  |
| 代々木公園   | 渋谷区                | 540,529   | 11,456,416 |
| 善福寺川緑地  | 杉並区                | 173,763   | 1,558,298  |
| 和田堀公園   | 杉並区                | 260,503   | 2,709,594  |
| 城北中央公園  | 板橋区、練馬区            | 262,369   | 1,238,022  |
| 光が丘公園   | 練馬区、板橋区            | 607,824   | 5,110,458  |
| 舎人公園    | 足立区                | 629,467   | 881,983    |
| 水元公園    | 葛飾区、埼玉県三郷市         | 933,510   | 3,475,180  |
| 篠崎公園    | 江戸川区               | 302,755   | 1,648,260  |
| 葛西臨海公園  | 江戸川区               | 805,861   | 3,074,000  |
| 葛西海浜公園  | 江戸川区               | 4,117,473 | 535,901    |
| 小金井公園   | 小金井市、小平市、西東京市、武蔵野市 | 799,127   | 1,867,047  |
| 武蔵野の森公園 | 調布市、府中市、三鷹市        | 384,881   | 844,078    |

(注) 面積は平成 25 年度末現在、入園者数は平成 25 年度のものである (以下同じ)。

② 都市部の公園・南部グループ（8か所）

| 名 称    | 所 在 地   | 面積（㎡）   | 入園者数（人）   |
|--------|---------|---------|-----------|
| 日比谷公園  | 千代田区    | 161,637 | 5,471,438 |
| 芝公園    | 港区      | 122,501 | 879,803   |
| 林試の森公園 | 品川区、目黒区 | 120,763 | 1,100,737 |
| 蘆花恒春園  | 世田谷区    | 80,304  | 1,173,717 |
| 砧公園    | 世田谷区    | 391,777 | 1,880,812 |
| 祖師谷公園  | 世田谷区    | 90,221  | 828,454   |
| 明治公園   | 新宿区、渋谷区 | 57,309  | 1,651,137 |
| 青山公園   | 港区      | 40,018  | 325,708   |

③ 都市部の公園・北部グループ（6か所）

| 名 称    | 所 在 地  | 面積（㎡）   | 入園者数（人）   |
|--------|--------|---------|-----------|
| 戸山公園   | 新宿区    | 186,807 | 642,156   |
| 善福寺公園  | 杉並区    | 78,622  | 463,842   |
| 浮間公園   | 板橋区、北区 | 117,330 | 704,916   |
| 赤塚公園   | 板橋区    | 254,185 | 1,088,646 |
| 石神井公園  | 練馬区    | 225,650 | 2,226,395 |
| 大泉中央公園 | 練馬区    | 103,000 | 300,486   |

④ 多摩部の公園グループ（5か所）

| 名 称   | 所 在 地 | 面積（㎡）   | 入園者数（人）   |
|-------|-------|---------|-----------|
| 陵南公園  | 八王子市  | 59,534  | 378,173   |
| 小宮公園  | 八王子市  | 251,719 | 147,807   |
| 滝山公園  | 八王子市  | 266,849 | 21,425    |
| 大戸緑地  | 町田市   | 136,244 | 664       |
| 秋留台公園 | あきる野市 | 118,447 | 1,055,379 |

⑤ 神代植物公園

| 名 称    | 所 在 地 | 面積（㎡）   | 入園者数（人） |
|--------|-------|---------|---------|
| 神代植物公園 | 調布市   | 488,197 | 625,734 |

⑥ 多摩丘陵グループ（５か所）

| 名 称    | 所 在 地    | 面積（㎡）   | 入園者数（人） |
|--------|----------|---------|---------|
| 長沼公園   | 八王子市     | 362,470 | 37,445  |
| 桜ヶ丘公園  | 多摩市      | 335,519 | 203,228 |
| 平山城址公園 | 八王子市     | 120,014 | 41,406  |
| 小山田緑地  | 町田市      | 432,618 | 266,616 |
| 小山内裏公園 | 八王子市、町田市 | 459,211 | 784,627 |

⑦ 自然公園等（４か所）

| 名 称         | 所 在 地 | 面積（㎡）   | 入園者数・入館者数（人） |
|-------------|-------|---------|--------------|
| 小峰公園        | あきる野市 | 108,420 | 67,861       |
| 奥多摩ビジターセンター | 奥多摩町  | 1,011   | 28,969       |
| 大神山公園       | 小笠原村  | 153,126 | 392,279      |
| 小笠原ビジターセンター | 小笠原村  | 1,053   | 20,162       |

e 庭園運営事業

協会は、指定管理者として、都立文化財庭園 9 か所について、施設の維持管理、利用者案内、占用料の徴収事務などの庭園運営事業を行っている。

庭園運営事業については、庭園入場料及び有料施設の利用料金を、指定管理者の収入とする利用料金制が導入されている。

平成 25 年度の入園者数は 241 万 6,225 人で、平成 24 年度（264 万 307 人）と比較して、22 万 4,082 人（8.5%）減少している。

対象施設及び入園者数等は、表 29 のとおりである。

（表 29）対象施設（文化財庭園グループ）、入園者数及び利用料金収入

| 名 称      | 所在地  | 面積（㎡）   | 入園者数（注 1）（人） |           | 利用料金収入（注 2）（円） |             |
|----------|------|---------|--------------|-----------|----------------|-------------|
|          |      |         | 平成 24 年度     | 平成 25 年度  | 平成 24 年度       | 平成 25 年度    |
| 浜離宮恩賜庭園  | 中央区  | 250,216 | 643,068      | 590,234   | 137,097,074    | 125,872,210 |
| 旧芝離宮恩賜庭園 | 港区   | 43,175  | 130,093      | 135,072   | 13,874,900     | 13,475,100  |
| 小石川後楽園   | 文京区  | 70,847  | 279,630      | 260,133   | 68,841,150     | 62,854,060  |
| 旧岩崎邸庭園   | 台東区  | 18,235  | 215,752      | 196,302   | 61,498,280     | 55,636,480  |
| 六義園      | 文京区  | 87,809  | 712,889      | 592,020   | 153,990,110    | 119,593,440 |
| 向島百花園    | 墨田区  | 10,886  | 138,918      | 143,212   | 12,269,510     | 12,348,670  |
| 清澄庭園     | 江東区  | 81,091  | 179,438      | 163,885   | 27,306,430     | 25,376,750  |
| 旧古河庭園    | 北区   | 30,781  | 242,325      | 237,257   | 27,251,140     | 25,944,760  |
| 殿ヶ谷戸庭園   | 国分寺市 | 21,124  | 98,194       | 98,110    | 8,697,890      | 8,218,950   |
| 計（9 か所）  |      | 614,164 | 2,640,307    | 2,416,225 | 510,826,484    | 449,320,420 |

（注 1）無料入園者数を含む。

（注 2）入園料と施設使用料の合計額

f 霊園・葬儀所運営事業

(a) 霊園

協会は、指定管理者として、都立霊園8か所について、墓地管理、墓所使用許可、霊園管理料等に係る事務や施設の維持管理などの霊園運営事業を行っている。

平成25年度の都立霊園の利用者数は27万80人で、平成24年度(26万7,439人)と比較して、2,641人(1.0%)増加している。

霊園、納骨堂及び斎場の規模、使用実績等は、表30から表32のとおりである。

(表30) 霊園の規模及び使用実績

(単位：人、体)

| 名称     | 所在地                  | 面積(m <sup>2</sup> ) | 平成24年度  |           | 平成25年度  |           |
|--------|----------------------|---------------------|---------|-----------|---------|-----------|
|        |                      |                     | 利用者数    | 埋蔵数       | 利用者数    | 埋蔵数       |
| 青山霊園   | 港区                   | 263,564             | 14,907  | 124,782   | 15,016  | 127,206   |
| 谷中霊園   | 台東区                  | 102,537             | 6,553   | 50,887    | 6,705   | 51,898    |
| 染井霊園   | 豊島区                  | 67,911              | 3,991   | 29,478    | 3,982   | 29,633    |
| 雑司ヶ谷霊園 | 豊島区                  | 106,110             | 8,447   | 69,805    | 8,422   | 69,798    |
| 八柱霊園   | 千葉県松戸市               | 1,046,468           | 75,821  | 296,029   | 76,896  | 299,080   |
| 八王子霊園  | 八王子市                 | 644,305             | 34,586  | 95,053    | 34,581  | 96,447    |
| 多磨霊園   | 府中市<br>小金井市          | 1,280,237           | 72,986  | 403,728   | 73,299  | 424,275   |
| 小平霊園   | 小平市<br>東村山市<br>東久留米市 | 653,545             | 50,148  | 162,671   | 51,179  | 171,546   |
| 計      |                      | 4,164,677           | 267,439 | 1,232,433 | 270,080 | 1,269,883 |

(注) 短期収蔵施設、一時収蔵施設を除く。

(表31) 納骨堂(短期収蔵施設、一時収蔵施設)の規模及び使用実績

| 名称        | 所在地    | 面積(m <sup>2</sup> ) | 遺骨保管数(個) |       |        |       |
|-----------|--------|---------------------|----------|-------|--------|-------|
|           |        |                     | 平成24年度   |       | 平成25年度 |       |
|           |        |                     | 一時収蔵     | 短期収蔵  | 一時収蔵   | 短期収蔵  |
| 雑司ヶ谷霊園納骨堂 | 豊島区    | 2,218               | 2,404    | 8,050 | 2,385  | 8,095 |
| 八柱霊園納骨堂   | 千葉県松戸市 | 164                 | 1,772    | —     | 1,995  | —     |
| 多磨霊園みたま堂  | 府中市    | 3,518               | 4,349    | —     | 4,430  | —     |
| 計         |        | 5,900               | 8,525    | 8,050 | 8,810  | 8,095 |

(注) 一時収蔵施設：使用期間1年で、毎年更新により最長5年間使用できる納骨堂  
短期収蔵施設：使用期間5年で、更新が可能な納骨堂

(表32) 斎場の規模及び使用実績

| 名称        | 所在地 | 面積(m <sup>2</sup> ) | 使用件数(件) |        |
|-----------|-----|---------------------|---------|--------|
|           |     |                     | 平成24年度  | 平成25年度 |
| 雑司ヶ谷霊園崇祖堂 | 豊島区 | 71                  | 296     | 294    |

(b) 葬儀所

協会は、指定管理者として、葬儀所1か所について、施設の使用受付、火葬業務、施設の維持管理などの葬儀所運営事業を行っている。

対象施設の規模、使用実績等は、表33のとおりである。

(表33) 葬儀所の規模及び使用実績

(単位：件)

| 名 称   | 所在地  | 面積(m <sup>2</sup> ) | 平成24年度 |       |        | 平成25年度 |       |        |
|-------|------|---------------------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|
|       |      |                     | 火葬件数   | 棺保管件数 | 控室使用件数 | 火葬件数   | 棺保管件数 | 控室使用件数 |
| 瑞江葬儀所 | 江戸川区 | 37,572              | 7,512  | 356   | 4,350  | 7,620  | 685   | 4,403  |

g 調査・研究事業

公園管理等で培った資源・ノウハウを活かし、緑と水辺に関する調査研究事業を行うことにより、植物の保全・育成に係る技術や、公園施設の維持管理に係る技術を広く外部に提供するなど、緑と水辺から東京の環境創造への寄与を図る事業である。

主な事業実績は、表34のとおりである。

(表34) 調査・研究事業の主な実績

| 項 目               | 主な内容                           | 実績項目                  | 実 績       |           |
|-------------------|--------------------------------|-----------------------|-----------|-----------|
|                   |                                |                       | 平成24年度    | 平成25年度    |
| 樹木・樹林の健全育成事業      | ・樹木診断技術の外部発信<br>・樹木病虫害対策       | 樹木診断実施回数<br>樹木点検員認定研修 | 21回<br>1回 | 57回<br>1回 |
| 技術改善事業            | ・技術マニュアル作成<br>・技術業務・研究体験発表会の開催 | 技術業務・研究体験発表会の開催       | 1回        | 1回        |
| 江戸園芸植物の保全・育成・活用事業 | ・公園・庭園に残る江戸園芸植物等の保存・育成・活用      | —                     | —         | —         |

(イ) 公2事業

東京都都市緑化基金の造成、管理及び運用に係る事業である。

東京都都市緑化基金は、都の出えん金及び個人や企業・団体からの寄付金による基金で、昭和60年7月に協会に設置された。協会は、この基金を管理し、その運用益を活用し、都内の民有地緑化を推進する事業を行っている。

平成24年度及び平成25年度における基金の造成状況は表35のとおりであり、基金の活用状況は表36のとおりである。

(表 3 5) 基金の造成状況

(単位：千円)

| 年 度       | 基金造成額      | 基金累計額 (年度末)     |
|-----------|------------|-----------------|
| 平成 2 4 年度 | 2 5, 0 9 3 | 2, 7 2 9, 6 2 2 |
| 平成 2 5 年度 | 2 2, 1 0 8 | 2, 7 5 1, 7 3 1 |

(表 3 6) 基金の活用状況 (基金の運用益及び公 2 事業の事業費)

(単位：千円)

| 年 度       | 運 用 益      | 事 業 費      |
|-----------|------------|------------|
| 平成 2 4 年度 | 4 2, 5 4 0 | 7 9, 6 1 9 |
| 平成 2 5 年度 | 4 2, 8 7 7 | 4 1, 8 9 1 |

(注) 平成 2 4 年度は、収益事業等会計から振替を受け、事業費を執行している。

#### a 緑化助成

緑豊かな街づくりを推進するため、助成金の交付や専門家の派遣等を行う事業である。

事業の主な内容は、公益性の高い施設の緑化工事などに対する助成金の交付、地域の緑化活動に対する専門家の派遣などにより、地域住民が連携して主体的、継続的に緑化活動を行うことを支援する「まちなか緑化活動支援」などである。

主な事業実績は、表 3 7 のとおりである。

(表 3 7) 緑化助成の主な実績

| 項 目                    | 主な内容   | 実績項目  | 実 績      |          |
|------------------------|--|-------|----------|----------|
|                        |  |       | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
| 街かど緑化支援                | ・公益性の高い施設等の地上部、壁面の緑化事業に対する助成                     | 助成件数  | 1 3 件    | 7 件      |
| 花壇・庭づくり活動支援            | ・ボランティア団体や学校における花壇づくり等の活動費の一部助成                  | 助成件数  | 7 5 件    | 6 9 件    |
| まちなか緑化活動支援             | ・地域による主体的な緑のネットワーク構築のため、専門家の派遣や緑化工事への助成を行うモデル事業  | 対象地区数 | 2 地区     | 1 地区     |
| 界わい緑化推進プログラムに基づく緑化活動支援 | ・都及び区市町村が進める界わい緑化推進プログラムに対する、専門家の派遣や研修の実施などによる支援 | 対象地区数 | 2 地区     | 3 地区     |

#### b 緑化普及

個人や企業・団体からの寄付を募るための東京都都市緑化基金の周知・広報や、緑化意識の啓発のための花の種子と球根の配布など、都市緑化の普及を図る事業である。

主な事業実績は、表 3 8 のとおりである。

(表 3 8) 緑化普及事業の主な実績

| 項 目        | 主な内容                        | 実績項目    | 実 績      |          |
|------------|-----------------------------|---------|----------|----------|
|            |                             |         | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
| 都市緑化の普及・啓発 | ・公園イベント等における募金活動及び広報誌等によるPR | 広報誌掲載回数 | 4回       | 4回       |
| 花の種子配布     | ・緑化意識啓発のための花の種子と球根の配布       | 配布件数    | 600件     | 300件     |

## (ウ) 公 3 事業

河川及び水辺環境に関する普及啓発、利用促進、施設管理及び防災機能の強化に係る事業である。

## a 水辺魅力アップ事業

水辺環境保全活動を行うボランティア団体の支援、地元自治会等と連携したイベントの開催、水上バスを利用した防災訓練の実施など、地域と連携した活動を行うことにより、水辺に触れ合う機会を提供し、河川愛護精神の普及啓発を図る事業である。

主な事業実績は、表 3 9 のとおりである。

(表 3 9) 水辺魅力アップ事業の主な実績

| 項 目            | 主な内容                                      | 実績項目                     | 実 績        |            |
|----------------|---|--------------------------|------------|------------|
|                |   |                          | 平成 24 年度   | 平成 25 年度   |
| 水辺地域連携         | ・ボランティア団体等への助成<br>・水上バスによる防災訓練の実施         | 河川ボランティア助成件数<br>防災訓練実施回数 | 51件<br>10回 | 52件<br>11回 |
| 水辺教育・学習        | ・リバーガイドボランティアの育成・活用<br>・水上バスによる水辺環境学習等の実施 | 水辺環境学習の実施回数              | 28回        | 25回        |
| 水 辺 利 用 促 進・PR | ・賑わいテラス（地元自治会等と連携した各種イベント）の開催             | 開催回数                     | 3回         | 3回         |

## b 水上バス活用事業

災害時に帰宅困難者や救援物資の輸送を担う都の所有船舶3隻（水上バス「さくら」、「あじさい」、「こすもす」）を平常時に有効活用するため、協会が平成23年度に導入した小型船舶「カワセミ」とともに、水上バスの運航を行う事業である。

水上バスの概要は、表 4 0 のとおりであり、運行便数及び乗船者数は、表 4 1 のとおりである。

(表40) 運行する水上バスの概要

| 名 称  | 総トン数 (トン) | 客定員 (人) |
|------|-----------|---------|
| さくら  | 54        | 140     |
| あじさい | 54        | 140     |
| こすもす | 76        | 200     |
| カワセミ | 17        | 65      |

(表41) 水上バスの運行便数及び乗船者数

| 年 度    | 運航便数 (便) | 乗船者数 (人) |
|--------|----------|----------|
| 平成24年度 | 3,714    | 235,080  |
| 平成25年度 | 3,478    | 208,342  |

## c 河川・水辺保全業務

防災船着場等の河川管理施設や水上バスの維持管理業務、都が行う土砂災害対策や河川工事の補助業務、隅田川テラスの植栽管理等の水辺環境保全業務など、河川・水辺の保全業務を行う事業である。

主な事業実績は、表42のとおりである。

(表42) 河川・水辺保全業務の主な実績

| 項 目        | 主な内容   | 実績項目      | 実 績      |          |
|------------|--|-----------|----------|----------|
|            |  |           | 平成24年度   | 平成25年度   |
| 河川管理施設等の管理 | ・調節池管理<br>・都が整備した防災船着場等の管理<br>・都が所有する水上バスの保守管理 | 対象施設数     | 10か所     | 10か所     |
|            |  | 対象防災船着場数  | 11か所     | 11か所     |
|            |  | 対象船体数     | 3隻       | 3隻       |
| 発着場等の管理    | ・特別区が整備した船着場等の管理                               | 対象施設数     | 2か所      | 9か所      |
| 水辺環境の保全    | ・隅田川及び新河岸川テラスの水辺環境保全業務                         | 対象規模      | 延長27.9km | 延長28.8km |
| 暫定係留施設     | ・暫定係留施設の管理運営                                   | 収容隻数      | 654隻     | 664隻     |
| 防災船着場の活用   | ・防災船着場における一般船舶の平常時利用に関する業務                     | 対象施設数     | 3か所      | 3か所      |
| 扇橋閘門の運転    | ・扇橋閘門の運転業務<br>・扇橋閘門、防災船着場の一般開放                 | 一般開放見学者数  | 574名     | 978名     |
| 河川事業支援     | ・土砂災害対策<br>・河川工事監督                             | 住民説明会開催回数 | 32回      | 27回      |
|            |  | 対象工事件数    | 54件      | 107件     |



イ 収益事業（収1事業）

協会は、管理運営している公園等の売店・飲食店・駐車場等を経営することにより、施設の利便性の向上を図る公園収益事業を行っている。

また、河川事業未利用地の有効活用を図るため、都から有償で占用許可を受けて、定期駐車場を経営するなどの水辺収益事業を実施し、公園収益事業と合わせて公益目的事業の原資としている。

公園収益事業の常設施設は表43のとおりであり、水辺収益事業の常設施設は表44のとおりである。

（表43）公園収益事業の常設施設

（単位：箇所）

| 年 度    | 売店 | 飲食店 | 自 動<br>販 売 機 | その他<br>売 店 | スポーツ<br>ラ ン ド | ボート場 | パーク<br>トレイン | 駐車場 |
|--------|----|-----|--------------|------------|---------------|------|-------------|-----|
| 平成24年度 | 33 | 3   | 278          | 9          | 1             | 4    | 1           | 49  |
| 平成25年度 | 32 | 3   | 291          | 9          | 1             | 4    | 1           | 50  |

（表44）水辺収益事業の常設施設

| 年 度    | 定期駐車場   |         |
|--------|---------|---------|
|        | 施設数（箇所） | 収容台数（台） |
| 平成24年度 | 10      | 568     |
| 平成25年度 | 8       | 511     |

（2）収支状況

協会は、公益法人会計基準に基づき、公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計の3会計に区分し、経理している。

平成24年度及び平成25年度の比較正味財産増減計算書は、別表1のとおりであり、平成25年度における会計別の運営成績を示す内訳書は、別表2のとおりである。

平成25年度における収支状況は、経常収益が128億7,551万余円、経常費用が128億288万余円、経常外費用が668万余円である。一般正味財産の期末残高は33億2,814万余円であり、平成24年度（32億7,684万余円）と比較して、5,129万余円（1.6%）増加している。

平成25年度における経常収益は、平成24年度（130億106万余円）と比較して、1億2,555万余円（1.0%）減少している。また、経常費用は、平成24年度（131億7,473万余円）と比較して、3億7,184万余円（2.8%）減少している。これは主に、全国都市緑化フェア事業に係る収入及び経費の皆減により、事業収益及び事業費が減少したことによるものである。

平成25年度における各会計別の収支状況については、以下のとおりである。

#### ア 公益目的事業会計

本会計は、公1事業、公2事業及び公3事業の各事業に係る収支を経理するものである。

経常収益は88億7,384万余円であり、主なものは、指定管理料等の事業収益88億797万余円である。経常費用は、指定管理事業に係る委託費等の事業費93億3,401万余円である。

本会計に収益事業等会計から4億6,560万円を振り替えており、この結果、当期一般正味財産は542万余円増加している。

#### イ 収益事業等会計

本会計は、公園収益事業及び水辺収益事業に係る収支を経理するものである。

経常収益は40億132万余円であり、主なものは、公園収益事業等の事業収益39億9,758万余円である。経常費用は、商品仕入費や賃借料等の事業費34億3,992万余円である。経常外増減額は、固定資産除却損によるもので668万余円の減である。

本会計から他会計へ4億9,420万余円の振替処理などを行った結果、当期一般正味財産の増加は4,587万余円となっている。

#### ウ 法人会計

本会計は、協会の管理運営に係る収支を経理するものである。

経常収益は雑収益34万余円、経常費用は、人件費等の管理費2,894万余円であり、差額2,860万余円については、収益事業等会計から振替処理を行った。

### (3) 財政状態

平成24年度及び平成25年度の比較貸借対照表は、別表3のとおりであり、平成25年度末における会計別の財政状態を示す内訳書は、別表4のとおりである。

平成25年度末における財政状態は、資産合計が81億9,045万余円、負債合計が20億5,391万余円、正味財産合計が61億3,654万余円である。

資産合計は、平成24年度(85億4,146万余円)と比較して、3億5,101万余円(4.1%)減少している。これは主に、現金預金等の流動資産が3億1,537万余円減少したことによるものである。

負債合計は、平成24年度(24億7,558万余円)と比較して、4億2,167万余円(17.0%)減少している。これは主に、未払金等の流動負債が4億558万余円減少したことによるものである。

この結果、正味財産の合計は61億3,654万余円となり、平成24年度(60億6,588万余円)と比較して、7,065万余円(1.2%)増加している。

平成25年度における各会計の財政状態は、以下のとおりである。

ア 公益目的事業会計

資産合計は57億6,655万余円であり、内訳は、緑化特定資産（東京都都市緑化基金）等の固定資産36億8,037万余円、現金預金等の流動資産20億8,618万余円である。

負債合計は17億456万余円であり、内訳は、未払金等の流動負債14億4,120万余円、退職給付引当金等の固定負債2億6,335万余円である。

正味財産合計は40億6,199万余円であり、内訳は、東京都出えん金等の指定正味財産28億839万余円、一般正味財産12億5,359万余円である。

イ 収益事業等会計

資産合計は24億2,327万余円であり、内訳は、現金預金等の流動資産15億5,119万余円、その他固定資産（建物、構築物等）等の固定資産8億7,208万余円である。

負債合計は3億4,872万余円で、内訳は、未払金等の流動負債3億476万余円、退職給付引当金等の固定負債4,396万余円である。

正味財産合計は、一般正味財産20億7,454万余円である。

ウ 法人会計

資産合計、負債合計とも61万余円であり、資産は現金預金、負債は未払金等の流動負債である。

(4) キャッシュ・フローについて

平成24年度及び平成25年度の現金預金の動きは別表5「比較キャッシュ・フロー計算書」のとおりである。

平成25年度について見ると、事業活動により1億5,149万余円、投資活動により1億103万余円、財務活動により2,968万余円それぞれ資金の減少が生じている。その結果、現金及び現金同等物が、2億8,221万余円減少している。

## (5) 運営環境に関する評価及び財務事務に関する内部統制

### ア 運営環境に関する評価

運営環境について、事業活動及び財務活動等の観点から確認を行った結果、事業の運営環境及び事業運営において、次のとおり留意すべき点が見受けられた。

#### (ア) 事業の運営環境

公益目的事業について見ると、平成25年度の公益目的事業会計において、事業収益(88億797万余円)のうち、都からの指定管理料(68億8,931万余円)が78.2%を占めており、指定管理者として選定されるか否かが、協会の経営基盤に影響を及ぼす要因となっている。

協会は、平成25年度末現在、指定管理者として都立公園など60施設の管理運営を行っているが、そのうち57施設の指定管理期間が平成27年度で終了することから、次期指定に向け、事業の一層の効率化と更なるサービス水準の向上に努めることが必要である。

一方、収益事業について見ると、協会は、平成24年度にオープンカフェ2店舗とバーベキュー売店1店舗を新規開業するなど、収益事業の強化にも努めており、引き続き、公益目的事業の原資となる営業利益の安定的な確保を図る必要がある。

#### (イ) 事業運営

公園緑地や水辺は、環境や景観の向上に寄与するとともに、防災拠点としての機能、憩いやくつろぎの場、スポーツや各種レクリエーション、交流やコミュニティ形成の場となるなど、都民の生活に密着した多様な機能を有している。

このような公園や水辺の多様な機能を十分に発揮するため、協会は、これまでに培ってきた経験と業務ノウハウを活かして、効果的な事業運営を行うとともに、都政のパートナーである監理団体として、都の公園・水辺行政を積極的に支援・補完していくことが求められる。

### イ 財務事務に関する内部統制

財務事務に関する内部統制の整備及び運用状況について検証したところ、経理事務の処理に係る基本的な規程である経理規程(財務会計規程)は適切に整備されており、経理事務は、一部改善すべき事例を除き、同規程に定められている会計方針に基づき処理されている。

#### (ア) 職務の分掌

経理に関する課の分掌事務は、「事務局の組織に関する規程」において定められている。

#### (イ) 帳簿組織

会計書類については、「財務会計規程」に基づいて作成されている。

#### (ウ) 現金及び預金

現金及び預金の取扱いについては、「財務会計規程」及び「各課における現金等取扱基準」に基づき、現金出納帳等で管理している。

また、協会は、指定管理者として、都の収入となる使用料及び占用料等の徴収・収納事務を受託しているが、これらの都の公金については、協会の自主事業とは別に、現金出納帳や調定収入日報等により管理している。

しかしながら、管理している売上金の一部について現金出納帳に記載していないものが認められたため、別項指摘事項とした。

(エ) 決算書の表示

引当金の計上方法を明確にすべきもの、未収金の一部を貸借対照表に計上していないものが認められたため、別項指摘事項とした。

(オ) 財産管理

「財務会計規程」に基づき、固定資産台帳により財産管理を行っている。

しかしながら、財産の一部について、資産計上の区分が誤っているもの、財産の帰属が不明であるなど管理が十分でないものが認められたため、是正及び精査を求めた。

(カ) 自己検査

会計業務について、「財務会計規程」及び「自己検査実施要綱」により、総務部財務課が毎年度自己検査を行っている。

(別表1) 比較正味財産増減計算書

(単位:円、%)

| 科 目                  | 平成25年度<br>(A)  | 平成24年度<br>(B)  | 増 (△) 減        |                |
|----------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
|                      |                |                | 金 額<br>(C=A-B) | 率<br>(C/B×100) |
| <b>I 一般正味財産増減の部</b>  |                |                |                |                |
| <b>1 経常増減の部</b>      |                |                |                |                |
| <b>(1) 経常収益</b>      |                |                |                |                |
| 基本財産運用益              | 376,556        | 375,301        | 1,255          | 0.3            |
| 特定資産運用益              | 46,771,615     | 47,682,771     | △ 911,156      | △ 1.9          |
| 事業収益                 | 12,805,560,061 | 12,931,676,407 | △ 126,116,346  | △ 1.0          |
| 受取寄付金                | 8,952,440      | 5,714,805      | 3,237,635      | 56.7           |
| 雑収益                  | 13,851,368     | 15,619,837     | △ 1,768,469    | △ 11.3         |
| 経常収益計                | 12,875,512,040 | 13,001,069,121 | △ 125,557,081  | △ 1.0          |
| <b>(2) 経常費用</b>      |                |                |                |                |
| 事業費                  | 12,773,942,473 | 13,148,961,885 | △ 375,019,412  | △ 2.9          |
| 管理費                  | 28,944,701     | 25,773,818     | 3,170,883      | 12.3           |
| 経常費用計                | 12,802,887,174 | 13,174,735,703 | △ 371,848,529  | △ 2.8          |
| 当期経常増減額              | 72,624,866     | △ 173,666,582  | 246,291,448    | △ 141.8        |
| <b>2 経常外増減の部</b>     |                |                |                |                |
| <b>(1) 経常外収益</b>     |                |                |                |                |
| 経常外収益計               | 0              | 0              | 0              | —              |
| <b>(2) 経常外費用</b>     |                |                |                |                |
| 固定資産除却損              | 6,683,776      | 7,710,459      | △ 1,026,683    | △ 13.3         |
| 経常外費用計               | 6,683,776      | 7,710,459      | △ 1,026,683    | △ 13.3         |
| 当期経常外増減額             | △ 6,683,776    | △ 7,710,459    | 1,026,683      | △ 13.3         |
| 税引前当期一般正味財産増減額       | 65,941,090     | △ 181,377,041  | 247,318,131    | △ 136.4        |
| 法人税、住民税及び事業税         | 564,255        | 524,176        | 40,079         | 7.6            |
| 法人税等調整額              | 14,082,571     | 7,324,297      | 6,758,274      | 92.3           |
| 当期一般正味財産増減額          | 51,294,264     | △ 189,225,514  | 240,519,778    | △ 127.1        |
| 一般正味財産期首残高           | 3,276,848,446  | 3,466,073,960  | △ 189,225,514  | △ 5.5          |
| 一般正味財産期末残高           | 3,328,142,710  | 3,276,848,446  | 51,294,264     | 1.6            |
| <b>II 指定正味財産増減の部</b> |                |                |                |                |
| 受取寄付金                | 25,771,038     | 32,100,547     | △ 6,329,509    | △ 19.7         |
| 基本財産運用益              | 376,556        | 375,301        | 1,255          | 0.3            |
| 特定資産運用益              | 45,420,454     | 45,093,097     | 327,357        | 0.7            |
| 一般正味財産への振替額          | △ 52,209,134   | △ 47,334,871   | △ 4,874,263    | 10.3           |
| 当期指定正味財産増減額          | 19,358,914     | 30,234,074     | △ 10,875,160   | △ 36.0         |
| 指定正味財産期首残高           | 2,789,038,723  | 2,758,804,649  | 30,234,074     | 1.1            |
| 指定正味財産期末残高           | 2,808,397,637  | 2,789,038,723  | 19,358,914     | 0.7            |
| <b>III 正味財産期末残高</b>  |                |                |                |                |
|                      | 6,136,540,347  | 6,065,887,169  | 70,653,178     | 1.2            |

(別表2) 平成25年度正味財産増減計算書内訳表

(単位:円)

| 科 目                  | 公益目的事業会計      |               |               |               | 収益事業等会計       | 法人会計         | 合計             |
|----------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|----------------|
|                      | 公1事業          | 公2事業          | 公3事業          | 小計            | 収1事業          |              |                |
| <b>I 一般正味財産増減の部</b>  |               |               |               |               |               |              |                |
| <b>1 経常増減の部</b>      |               |               |               |               |               |              |                |
| <b>(1) 経常収益</b>      |               |               |               |               |               |              |                |
| 基本財産運用益              | 376,556       | 0             | 0             | 376,556       | 0             | 0            | 376,556        |
| 特定資産運用益              | 2,391,296     | 42,877,274    | 452,333       | 45,720,903    | 1,050,712     | 0            | 46,771,615     |
| 事業収益                 | 7,569,746,446 | 328,000       | 1,237,896,458 | 8,807,970,904 | 3,997,589,157 | 0            | 12,805,560,061 |
| 受取寄付金                | 8,952,440     | 0             | 0             | 8,952,440     | 0             | 0            | 8,952,440      |
| 雑収益                  | 7,724,708     | 604,750       | 2,490,500     | 10,819,958    | 2,687,910     | 343,500      | 13,851,368     |
| 経常収益計                | 7,589,191,446 | 43,810,024    | 1,240,839,291 | 8,873,840,761 | 4,001,327,779 | 343,500      | 12,875,512,040 |
| <b>(2) 経常費用</b>      |               |               |               |               |               |              |                |
| 事業費                  | 8,002,419,855 | 41,891,485    | 1,289,707,701 | 9,334,019,041 | 3,439,923,432 | 0            | 12,773,942,473 |
| 管理費                  | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 28,944,701   | 28,944,701     |
| 経常費用計                | 8,002,419,855 | 41,891,485    | 1,289,707,701 | 9,334,019,041 | 3,439,923,432 | 28,944,701   | 12,802,887,174 |
| 当期経常増減額              | △ 413,228,409 | 1,918,539     | △ 48,868,410  | △ 460,178,280 | 561,404,347   | △ 28,601,201 | 72,624,866     |
| <b>2 経常外増減の部</b>     |               |               |               |               |               |              |                |
| <b>(1) 経常外収益</b>     |               |               |               |               |               |              |                |
| 経常外収益計               | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0            | 0              |
| <b>(2) 経常外費用</b>     |               |               |               |               |               |              |                |
| 固定資産除却損              | 0             | 0             | 1             | 1             | 6,683,775     | 0            | 6,683,776      |
| 経常外費用計               | 0             | 0             | 1             | 1             | 6,683,775     | 0            | 6,683,776      |
| 当期経常外増減額             | 0             | 0             | △ 1           | △ 1           | △ 6,683,775   | 0            | △ 6,683,776    |
| 他会計振替額               | 413,600,000   | 0             | 52,000,000    | 465,600,000   | △ 494,201,201 | 28,601,201   | 0              |
| 税引前当期一般正味財産増減額       | 371,591       | 1,918,539     | 3,131,589     | 5,421,719     | 60,519,371    | 0            | 65,941,090     |
| 法人税、住民税及び事業税         | 0             | 0             | 0             | 0             | 564,255       | 0            | 564,255        |
| 法人税等調整額              | 0             | 0             | 0             | 0             | 14,082,571    | 0            | 14,082,571     |
| 当期一般正味財産増減額          | 371,591       | 1,918,539     | 3,131,589     | 5,421,719     | 45,872,545    | 0            | 51,294,264     |
| 一般正味財産期首残高           | 1,070,656,049 | 28,459,293    | 149,060,829   | 1,248,176,171 | 2,028,672,275 | 0            | 3,276,848,446  |
| 一般正味財産期末残高           | 1,071,027,640 | 30,377,832    | 152,192,418   | 1,253,597,890 | 2,074,544,820 | 0            | 3,328,142,710  |
| <b>II 指定正味財産増減の部</b> |               |               |               |               |               |              |                |
| 受取寄付金                | 6,202,706     | 19,568,332    | 0             | 25,771,038    | 0             | 0            | 25,771,038     |
| 基本財産運用益              | 376,556       | 0             | 0             | 376,556       | 0             | 0            | 376,556        |
| 特定資産運用益              | 2,864         | 45,417,590    | 0             | 45,420,454    | 0             | 0            | 45,420,454     |
| 一般正味財産への振替額          | △ 9,331,860   | △ 42,877,274  | 0             | △ 52,209,134  | 0             | 0            | △ 52,209,134   |
| 当期指定正味財産増減額          | △ 2,749,734   | 22,108,648    | 0             | 19,358,914    | 0             | 0            | 19,358,914     |
| 指定正味財産期首残高           | 59,416,125    | 2,729,622,598 | 0             | 2,789,038,723 | 0             | 0            | 2,789,038,723  |
| 指定正味財産期末残高           | 56,666,391    | 2,751,731,246 | 0             | 2,808,397,637 | 0             | 0            | 2,808,397,637  |
| <b>III 正味財産期末残高</b>  |               |               |               |               |               |              |                |
|                      | 1,127,694,031 | 2,782,109,078 | 152,192,418   | 4,061,995,527 | 2,074,544,820 | 0            | 6,136,540,347  |

(別表3) 比較貸借対照表

(単位:円、%)

| 科 目                | 平成25年度<br>(A) | 平成24年度<br>(B) | 増(△) 減         |                |
|--------------------|---------------|---------------|----------------|----------------|
|                    |               |               | 金 額<br>(C=A-B) | 率<br>(C/B×100) |
| <b>I 資産の部</b>      |               |               |                |                |
| <b>1 流動資産</b>      |               |               |                |                |
| 現金預金               | 2,768,676,918 | 3,050,892,083 | △ 282,215,165  | △ 9.3          |
| 未収金                | 761,242,422   | 777,251,190   | △ 16,008,768   | △ 2.1          |
| 前払金                | 17,570,939    | 18,531,852    | △ 960,913      | △ 5.2          |
| 売店商品               | 40,022,269    | 44,978,067    | △ 4,955,798    | △ 11.0         |
| 刊行物                | 2,625,422     | 9,892,033     | △ 7,266,611    | △ 73.5         |
| 直営諸事業諸品            | 50,963        | 48,811        | 2,152          | 4.4            |
| 貯蔵品                | 26,641,054    | 24,842,424    | 1,798,630      | 7.2            |
| 預け金                | 15,005,133    | 20,503,645    | △ 5,498,512    | △ 26.8         |
| 繰延税金資産             | 6,158,468     | 6,432,321     | △ 273,853      | △ 4.3          |
| 流動資産合計             | 3,637,993,588 | 3,953,372,426 | △ 315,378,838  | △ 8.0          |
| <b>2 固定資産</b>      |               |               |                |                |
| <b>(1) 基本財産</b>    |               |               |                |                |
| 現金預金               | 0             | 10,000,000    | △ 10,000,000   | △ 100          |
| 投資有価証券             | 50,000,000    | 40,000,000    | 10,000,000     | 25.0           |
| 基本財産合計             | 50,000,000    | 50,000,000    | 0              | 0              |
| <b>(2) 特定資産</b>    |               |               |                |                |
| 財産運用積立資産           | 291,613,253   | 291,610,700   | 2,553          | 0.0            |
| 公園協会賞積立資産          | 3,000,000     | 3,000,000     | 0              | 0              |
| サポーター基金事業積立資産      | 48,677,610    | 53,236,719    | △ 4,559,109    | △ 8.6          |
| 退職給付引当資産           | 163,908,159   | 163,907,012   | 1,147          | 0.0            |
| 減価償却引当資産           | 129,359,846   | 129,359,846   | 0              | 0              |
| 緑化特定資産             | 2,751,731,246 | 2,729,622,598 | 22,108,648     | 0.8            |
| 事業運営対策積立資産         | 366,749,621   | 366,747,935   | 1,686          | 0.0            |
| 公園管理退職給付負担金積立資産    | 28,176,447    | 28,276,539    | △ 100,092      | △ 0.4          |
| 特定資産合計             | 3,783,216,182 | 3,765,761,349 | 17,454,833     | 0.5            |
| <b>(3) その他固定資産</b> |               |               |                |                |
| 建物                 | 152,258,601   | 161,605,449   | △ 9,346,848    | △ 5.8          |
| 建物附属設備             | 115,577,224   | 132,076,732   | △ 16,499,508   | △ 12.5         |
| 構築物                | 114,981,537   | 133,030,909   | △ 18,049,372   | △ 13.6         |
| 船舶                 | 911,558       | 928,269       | △ 16,711       | △ 1.8          |
| 車両運搬具              | 2,276,069     | 4,172,988     | △ 1,896,919    | △ 45.5         |
| 什器備品               | 103,619,336   | 93,442,169    | 10,177,167     | 10.9           |
| リース資産              | 77,808,189    | 75,599,485    | 2,208,704      | 2.9            |
| 建設仮勘定              | 682,500       | 2,035,950     | △ 1,353,450    | △ 66.5         |
| ソフトウェア             | 15,619,276    | 25,415,024    | △ 9,795,748    | △ 38.5         |
| ソフトウェア仮勘定          | 22,875,300    | 18,784,500    | 4,090,800      | 21.8           |
| 敷金                 | 68,128,332    | 66,931,332    | 1,197,000      | 1.8            |
| 長期前払費用             | 13,900        | 13,900        | 0              | 0              |
| 繰延税金資産             | 44,489,163    | 58,297,881    | △ 13,808,718   | △ 23.7         |
| その他固定資産合計          | 719,240,985   | 772,334,588   | △ 53,093,603   | △ 6.9          |
| 固定資産合計             | 4,552,457,167 | 4,588,095,937 | △ 35,638,770   | △ 0.8          |
| 資産合計               | 8,190,450,755 | 8,541,468,363 | △ 351,017,608  | △ 4.1          |
| <b>II 負債の部</b>     |               |               |                |                |
| <b>1 流動負債</b>      |               |               |                |                |
| 未払金                | 1,443,915,097 | 1,746,206,120 | △ 302,291,023  | △ 17.3         |
| 未払法人税等             | 564,255       | 572,588       | △ 8,333        | △ 1.5          |
| リース債務              | 35,106,978    | 24,643,439    | 10,463,539     | 42.5           |
| 前受金                | 28,991,894    | 30,219,880    | △ 1,227,986    | △ 4.1          |
| 預り金                | 66,518,245    | 161,426,892   | △ 94,908,647   | △ 58.8         |
| 賞与引当金              | 171,492,288   | 189,101,971   | △ 17,609,683   | △ 9.3          |
| 流動負債合計             | 1,746,588,757 | 2,152,170,890 | △ 405,582,133  | △ 18.8         |
| <b>2 固定負債</b>      |               |               |                |                |
| 退職給付引当金            | 240,792,011   | 250,202,067   | △ 9,410,056    | △ 3.8          |
| 受入保証金              | 18,252,000    | 18,200,000    | 52,000         | 0.3            |
| 長期リース債務            | 48,277,640    | 55,008,237    | △ 6,730,597    | △ 12.2         |
| 固定負債合計             | 307,321,651   | 323,410,304   | △ 16,088,653   | △ 5.0          |
| 負債合計               | 2,053,910,408 | 2,475,581,194 | △ 421,670,786  | △ 17.0         |
| <b>III 正味財産の部</b>  |               |               |                |                |
| <b>1 指定正味財産</b>    |               |               |                |                |
| 東京都補助金             | 1,050,000,000 | 1,050,000,000 | 0              | 0              |
| 寄付金                | 1,758,397,637 | 1,739,038,723 | 19,358,914     | 1.1            |
| 指定正味財産合計           | 2,808,397,637 | 2,789,038,723 | 19,358,914     | 0.7            |
| (うち基本財産への充当額)      | 50,000,000    | 50,000,000    | 0              | 0              |
| (うち特定資産への充当額)      | 2,758,397,637 | 2,739,038,723 | 19,358,914     | 0.7            |
| <b>2 一般正味財産</b>    |               |               |                |                |
| 一般正味財産             | 3,328,142,710 | 3,276,848,446 | 51,294,264     | 1.6            |
| (うち基本財産への充当額)      | 0             | 0             | 0              | —              |
| (うち特定資産への充当額)      | 832,733,939   | 834,539,075   | △ 1,805,136    | △ 0.2          |
| 正味財産合計             | 6,136,540,347 | 6,065,887,169 | 70,653,178     | 1.2            |
| 負債及び正味財産合計         | 8,190,450,755 | 8,541,468,363 | △ 351,017,608  | △ 4.1          |



(別表4) 平成25年度貸借対照表内訳表

(単位:円)

| 科 目                | 公益目的事業会計      | 収益事業等会計       | 法人会計    | 内部取引消去 | 合計            |
|--------------------|---------------|---------------|---------|--------|---------------|
| <b>I 資産の部</b>      |               |               |         |        |               |
| <b>1 流動資産</b>      |               |               |         |        |               |
| 現金預金               | 1,305,548,652 | 1,462,509,201 | 619,065 |        | 2,768,676,918 |
| 未収金                | 733,032,616   | 28,209,806    | 0       |        | 761,242,422   |
| 前払金                | 11,773,343    | 5,797,596     | 0       |        | 17,570,939    |
| 売店商品               | 0             | 40,022,269    | 0       |        | 40,022,269    |
| 刊行物                | 0             | 2,625,422     | 0       |        | 2,625,422     |
| 直営諸事業諸品            | 0             | 50,963        | 0       |        | 50,963        |
| 貯蔵品                | 26,641,054    | 0             | 0       |        | 26,641,054    |
| 預け金                | 9,185,133     | 5,820,000     | 0       |        | 15,005,133    |
| 繰延税金資産             | 0             | 6,158,468     | 0       |        | 6,158,468     |
| 流動資産合計             | 2,086,180,798 | 1,551,193,725 | 619,065 | 0      | 3,637,993,588 |
| <b>2 固定資産</b>      |               |               |         |        |               |
| <b>(1) 基本財産</b>    |               |               |         |        |               |
| 投資有価証券             | 50,000,000    | 0             | 0       |        | 50,000,000    |
| 基本財産合計             | 50,000,000    | 0             | 0       | 0      | 50,000,000    |
| <b>(2) 特定資産</b>    |               |               |         |        |               |
| 財産運用積立資産           | 291,613,253   | 0             | 0       |        | 291,613,253   |
| 公園協会賞積立資産          | 3,000,000     | 0             | 0       |        | 3,000,000     |
| サポーター基金事業積立資産      | 48,677,610    | 0             | 0       |        | 48,677,610    |
| 退職給付引当資産           | 11,501,000    | 152,407,159   | 0       |        | 163,908,159   |
| 減価償却引当資産           | 0             | 129,359,846   | 0       |        | 129,359,846   |
| 緑化特定資産             | 2,751,731,246 | 0             | 0       |        | 2,751,731,246 |
| 事業運営対策積立資産         | 269,228,848   | 97,520,773    | 0       |        | 366,749,621   |
| 公園管理退職給付負担金積立資産    | 28,176,447    | 0             | 0       |        | 28,176,447    |
| 特定資産合計             | 3,403,928,404 | 379,287,778   | 0       | 0      | 3,783,216,182 |
| <b>(3) その他固定資産</b> |               |               |         |        |               |
| 建物                 | 1,098,825     | 151,159,776   | 0       |        | 152,258,601   |
| 建物附属設備             | 18,287,162    | 97,290,062    | 0       |        | 115,577,224   |
| 構築物                | 14,820,629    | 100,160,908   | 0       |        | 114,981,537   |
| 船舶                 | 911,558       | 0             | 0       |        | 911,558       |
| 車両運搬具              | 269,066       | 2,007,003     | 0       |        | 2,276,069     |
| 什器備品               | 12,081,137    | 91,538,199    | 0       |        | 103,619,336   |
| リース資産              | 77,808,189    | 0             | 0       |        | 77,808,189    |
| 建設仮勘定              | 0             | 682,500       | 0       |        | 682,500       |
| ソフトウェア             | 12,379,151    | 3,240,125     | 0       |        | 15,619,276    |
| ソフトウェア仮勘定          | 22,875,300    | 0             | 0       |        | 22,875,300    |
| 敷金                 | 65,917,002    | 2,211,330     | 0       |        | 68,128,332    |
| 長期前払費用             | 0             | 13,900        | 0       |        | 13,900        |
| 繰延税金資産             | 0             | 44,489,163    | 0       |        | 44,489,163    |
| その他固定資産合計          | 226,448,019   | 492,792,966   | 0       | 0      | 719,240,985   |
| 固定資産合計             | 3,680,376,423 | 872,080,744   | 0       | 0      | 4,552,457,167 |
| 資産合計               | 5,766,557,221 | 2,423,274,469 | 619,065 | 0      | 8,190,450,755 |
| <b>II 負債の部</b>     |               |               |         |        |               |
| <b>1 流動負債</b>      |               |               |         |        |               |
| 未払金                | 1,204,671,775 | 238,663,197   | 580,125 |        | 1,443,915,097 |
| 未払法人税等             | 0             | 564,255       | 0       |        | 564,255       |
| リース債務              | 35,106,978    | 0             | 0       |        | 35,106,978    |
| 前受金                | 21,923,894    | 7,068,000     | 0       |        | 28,991,894    |
| 預り金                | 32,037,316    | 34,441,989    | 38,940  |        | 66,518,245    |
| 賞与引当金              | 147,464,783   | 24,027,505    | 0       |        | 171,492,288   |
| 流動負債合計             | 1,441,204,746 | 304,764,946   | 619,065 | 0      | 1,746,588,757 |
| <b>2 固定負債</b>      |               |               |         |        |               |
| 退職給付引当金            | 215,079,308   | 25,712,703    | 0       |        | 240,792,011   |
| 受入保証金              | 0             | 18,252,000    | 0       |        | 18,252,000    |
| 長期リース債務            | 48,277,640    | 0             | 0       |        | 48,277,640    |
| 固定負債合計             | 263,356,948   | 43,964,703    | 0       | 0      | 307,321,651   |
| 負債合計               | 1,704,561,694 | 348,729,649   | 619,065 | 0      | 2,053,910,408 |
| <b>III 正味財産の部</b>  |               |               |         |        |               |
| <b>1 指定正味財産</b>    |               |               |         |        |               |
| 東京都補助金             | 1,050,000,000 | 0             | 0       |        | 1,050,000,000 |
| 寄付金                | 1,758,397,637 | 0             | 0       |        | 1,758,397,637 |
| 指定正味財産合計           | 2,808,397,637 | 0             | 0       |        | 2,808,397,637 |
| (うち基本財産への充当額)      | 50,000,000    | 0             | 0       |        | 50,000,000    |
| (うち特定資産への充当額)      | 2,758,397,637 | 0             | 0       |        | 2,758,397,637 |
| <b>2 一般正味財産</b>    |               |               |         |        |               |
| 一般正味財産             | 1,253,597,890 | 2,074,544,820 | 0       |        | 3,328,142,710 |
| (うち基本財産への充当額)      | 0             | 0             | 0       |        | 0             |
| (うち特定資産への充当額)      | 605,853,320   | 226,880,619   | 0       |        | 832,733,939   |
| 正味財産合計             | 4,061,995,527 | 2,074,544,820 | 0       | 0      | 6,136,540,347 |
| 負債及び正味財産合計         | 5,766,557,221 | 2,423,274,469 | 619,065 | 0      | 8,190,450,755 |

(別表5) 比較キャッシュ・フロー計算書

(単位：円、%)

| 科 目                         | 平成25年度<br>(A) | 平成24年度<br>(B) | 増(△)減         |                |
|-----------------------------|---------------|---------------|---------------|----------------|
|                             |               |               | 金額<br>(C=A-B) | 率<br>(C/B×100) |
| <b>I 事業活動によるキャッシュ・フロー</b>   |               |               |               |                |
| 1 税引前当期一般正味財産増減額            | 65,941,090    | △ 181,377,041 | 247,318,131   | △ 136.4        |
| 2 キャッシュ・フローへの調整額            |               |               |               |                |
| 減価償却費                       | 152,199,825   | 150,609,337   | 1,590,488     | 1.1            |
| 固定資産除却損                     | 6,683,776     | 7,710,459     | △ 1,026,683   | △ 13.3         |
| 特定資産の増減額                    | △ 2,547,610   | △ 2,735,275   | 187,665       | △ 6.9          |
| 退職給付引当金の増減額                 | △ 9,410,056   | 382,110       | △ 9,792,166   | —              |
| 賞与引当金の増減額                   | △ 17,609,683  | △ 9,085,789   | △ 8,523,894   | 93.8           |
| 未収金の増減額                     | 16,008,768    | 11,894,061    | 4,114,707     | 34.6           |
| 前払金の増減額                     | 960,913       | △ 654,333     | 1,615,246     | △ 246.9        |
| 仮払金の増減額                     | 0             | 612,133       | △ 612,133     | △ 100          |
| 立替金の増減額                     | 0             | 431,530       | △ 431,530     | △ 100          |
| 貯蔵品等の増減額                    | 10,421,627    | △ 591,515     | 11,013,142    | —              |
| 未払金の増減額                     | △ 302,291,023 | 15,821,351    | △ 318,112,374 | —              |
| 預り金の増減額                     | △ 94,908,647  | 40,463,205    | △ 135,371,852 | △ 334.6        |
| 前受金の増減額                     | △ 1,227,986   | △ 1,830,595   | 602,609       | △ 32.9         |
| 預け金の増減額                     | 5,498,512     | 725,510       | 4,773,002     | 657.9          |
| 指定正味財産からの振替額                | △ 52,209,134  | △ 47,334,871  | △ 4,874,263   | 10.3           |
| 小 計                         | △ 288,430,718 | 166,417,318   | △ 454,848,036 | △ 273.3        |
| 3 法人税等の支払額                  | △ 572,588     | △ 597,588     | 25,000        | △ 4.2          |
| 4 指定正味財産増加収入                |               |               |               |                |
| 寄付金収入                       | 25,771,038    | 32,100,547    | △ 6,329,509   | △ 19.7         |
| 基本財産受取利息                    | 376,556       | 375,301       | 1,255         | 0.3            |
| 特定資産受取利息                    | 45,420,454    | 45,093,097    | 327,357       | 0.7            |
| 指定正味財産増加収入計                 | 71,568,048    | 77,568,945    | △ 6,000,897   | △ 7.7          |
| 事業活動によるキャッシュ・フロー            | △ 151,494,168 | 62,011,634    | △ 213,505,802 | △ 344.3        |
| <b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>  |               |               |               |                |
| 1 投資活動収入                    |               |               |               |                |
| 特定資産取崩収入                    | 10,863,815    | 32,949,650    | △ 22,085,835  | △ 67.0         |
| 敷金・保証金戻り収入                  | 0             | 11,769,000    | △ 11,769,000  | △ 100          |
| 受入保証金収入                     | 941,000       | 0             | 941,000       | —              |
| 投資活動収入計                     | 11,804,815    | 44,718,650    | △ 32,913,835  | △ 73.6         |
| 2 投資活動支出                    |               |               |               |                |
| 特定資産取得支出                    | 25,771,038    | 35,400,547    | △ 9,629,509   | △ 27.2         |
| 固定資産取得支出                    | 84,987,596    | 138,456,279   | △ 53,468,683  | △ 38.6         |
| 受入保証金返還支出                   | 889,000       | 0             | 889,000       | —              |
| 敷金・保証金支出                    | 1,197,000     | 169,000       | 1,028,000     | 608.3          |
| 投資活動支出計                     | 112,844,634   | 174,025,826   | △ 61,181,192  | △ 35.2         |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー            | △ 101,039,819 | △ 129,307,176 | 28,267,357    | △ 21.9         |
| <b>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</b> |               |               |               |                |
| 1 財務活動収入                    |               |               |               |                |
| 財務活動収入計                     | 0             | 0             | 0             | —              |
| 2 財務活動支出                    |               |               |               |                |
| リース債務返済支出                   | 29,681,178    | 21,262,155    | 8,419,023     | 39.6           |
| 財務活動支出計                     | 29,681,178    | 21,262,155    | 8,419,023     | 39.6           |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー            | △ 29,681,178  | △ 21,262,155  | △ 8,419,023   | 39.6           |
| IV 現金及び現金同等物の増減額            | △ 282,215,165 | △ 88,557,697  | △ 193,657,468 | 218.7          |
| V 現金及び現金同等物の期首残高            | 3,050,892,083 | 3,139,449,780 | △ 88,557,697  | △ 2.8          |
| VI 現金及び現金同等物の期末残高           | 2,768,676,918 | 3,050,892,083 | △ 282,215,165 | △ 9.3          |

(注) 受入保証金に関わる収支(平成24年度は収入11,769,000円)について、平成24年度は「敷金・保証金戻り収入」及び「敷金・保証金支出」に含めていたが、平成25年度から「受入保証金収入」及び「受入保証金返還支出」として表示している。